



令和6年度



# 清瀬市保育園等入園のしおり

## 令和6年4月入園・転園 受付時期

※詳しくはP.1をご覧ください

### 1次申込み

令和5年11月6日(月) 9:00 から  
令和5年11月20日(月) 17:00 まで ※消印有効

### 2次申込み

1次申込み受付期間終了後 から  
令和6年2月8日(木) 17:00 まで ※消印有効

この「保育園等入園のしおり」は令和5年10月現在の情報を掲載しており、内容に変更が生じた際は、清瀬市ウェブサイト等で随時お知らせいたします。  
なお、保育園の利用にあたって何かしらの難障があった場合、本書の記載内容が最優先となりますので、重要事項を確認の際は、必ず本書をご確認ください。  
また、窓口で入園申込みされる場合、長時間お待ちいただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

### 生年月日別 令和6年度のクラス 早見表

平成30(2018)年4月2日 から 平成31(2019)年4月1日 まで	5歳児クラス
平成31(2019)年4月2日 から 令和2(2020)年4月1日 まで	4歳児クラス
令和2(2020)年4月2日 から 令和3(2021)年4月1日 まで	3歳児クラス
令和3(2021)年4月2日 から 令和4(2022)年4月1日 まで	2歳児クラス
令和4(2022)年4月2日 から 令和5(2023)年4月1日 まで	1歳児クラス
令和5(2023)年4月2日 から ※生後56日を経過した翌月から入園が可能です	0歳児クラス



### お問合せ

〒204-8511  
東京都清瀬市中里五丁目 842 番地  
清瀬市しあわせ未来センター 1階  
清瀬市福祉子ども部子育て支援課保育・幼稚園係  
TEL 042-497-2086 (直通)



清瀬市トップページ >>  
⇒ 「子育て」  
⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」  
⇒ 「保育園」

# 目 次

## 第1章 入園するまで

01	入園申込みの受付時期・受付場所	1
02	保育施設の種類と概要	2
03	申込みから入園までの流れ（※5月の入園の場合）	4
04	教育・保育の支給認定	5
05	保育を必要とする事由ごとの入所期間・認定	6
06	入園申込みに関する注意事項	7
07	入園申込みに必要な書類	8
08	清瀬市民の方が清瀬市外の保育園入園・転園を希望されるとき	10
09	清瀬市民ではない方が清瀬市内の保育園入園を希望されるとき	11
10	申込み書類の記入例	12

## 第2章 在園中の手続き

11	在園中のお手続きについて	17
12	出産・育児休業を取得するとき	18
13	清瀬市外へ転出後も清瀬市内の保育園を継続利用したいとき	18

## 第3章 保育料

14	保育料（利用者負担額）について	19
15	延長保育とその費用について	22
16	食材料費について	22
17	保育料等のお支払い方法について	23

## 第4章 よくある質問

18	よくある質問	24
----	--------	----

## 参考資料

19	一時預かりの利用について	29
20	病児保育／病後児保育	30
21	認可外保育施設等	31
22	清瀬市保育園等案内図	32
23	認可保育施設一覧	34
24	清瀬市保育園 入園選考基準	46
25	清瀬市内保育園等の今後の運営の予定について	48
26	郵送で申込みをする場合	48



- 受付期間**は、「いつ入園を希望するか」によって大きく2つに分かれます。

## 年度当初

令和**6**年**4**月の入園申込み

※令和5年11月21日(火)から令和6年2月5日(月)までに出産予定の方は、出産予定として申込み可能です。

### 1次申込み

令和**5**年**11**月**6**日(月)から 令和**5**年**11**月**20**日(月)まで

※郵送・窓口受付ともに期間を過ぎたものは受付できません(郵送の場合は**消印有効**です)。

#### 相談予約開始日時

1次申込みの期間において相談のある方は、以下①②のとおり予約フォームでの相談予約が必要となります。 令和5年10月30日(月) 9:00より**先着順**(予約は30分間隔)

#### ①個別相談ありの入園申込み

※個別相談が必要ない方(入園申込み書類の提出のみの方)は予約の必要はありません。

#### ②土曜日の個別相談対応(完全予約制)

実施日時: 令和5年11月11日(土) 9:00~12:00、13:00~15:30



予約フォームQR

### 2次申込み

1次申込み受付期間終了後 から 令和**6**年**2**月**8**日(木)まで

## 毎月の入園

令和**6**年**5**月から 令和**7**年**3**月まで の入園申込み

※郵送の場合は年度当初と異なり、**必着**です。

入園を希望する月の**前月10日**まで(10日が土・日・祝日のときは直前の開庁日)

(例1) 令和6年8月入園の申込み → 令和**6**年**7**月**10**日(水)まで

(例2) 令和6年9月入園の申込み → 令和**6**年**8**月**9**日(金)まで

- 郵送先、提出場所(窓口)**は下記のとおりです(受付期間はどちらも同じです)。

#### 郵送

〒204-8511  
清瀬市中里五丁目842番地  
清瀬市福祉子ども部子育て支援課保育・幼稚園係 宛  
(詳しくはP.48をご参照ください)

#### 窓口

清瀬市しあわせ未来センター1階 51番窓口  
子育て支援課 保育・幼稚園係  
TEL 042-497-2086(直通)

保育施設には複数の種類があります。

このうち、清瀬市で申込み受付をしている施設は**認可保育園**、**認定こども園**、**地域型保育施設**となります。

### (保育施設の種類・それぞれの事業の概要)

国・都  
認可

#### 認可保育園

- ・保護者が就労や病気のため家庭でお子様を保育できないとき、保護者に代わって保育をする「児童福祉法」で定められている施設です。
- ・各施設は国と都道府県が定めた基準を満たした施設で、保育内容にはそれぞれ特色があります。
- ・公立保育園は清瀬市が設置運営しています。
- ・私立保育園は社会福祉法人等各事業者が設置運営しています。

#### 認定こども園

- ・幼稚園と保育園の良いところを生かし、「教育」と「保育」を一体的に提供する施設です。
- ・私立認定こども園は学校法人等が設置運営しています。
- ・各施設は国と都道府県が定めた基準を満たした施設で、教育・保育内容にはそれぞれ特色があります。
- ・保育料以外にも特定負担額（上乗せ徴収額）や実費徴収額（入園料、制服代、通園バス等）などの負担が発生いたしますので、詳しくは施設にご確認の上、利用申込みの手続きを行ってください。
- ・保育料については各施設に納付していただきます（保育料の算定は市が行います）。

#### 地域型保育施設

- ・地域型保育施設とは、原則定員19名以下の少人数で、0歳児～2歳児のお子様を保育する施設の総称で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

・地域型保育施設は

- ① 小規模保育（定員6名以上19名以下）
- ② 家庭的保育（定員5名以下）
- ③ 居宅型型保育
- ④ 事業所内保育

の4類型がありますが、清瀬市にあるのは①④です。

- ・保育料については各施設に納付していただきます（保育料の算定は市が行います）。

清瀬市  
認可

#### 認証保育所

- ・東京都防認証した民間事業者等による保育室です。
- ・利用については保護者と認証保育所の間で直接契約を行い、保育料は認証保育所が決定し、認証保育所に納付していただきます。

#### 企業主導型保育所

- ・企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置した保育施設です。
- ・従業員以外でも定員に空きがあれば利用可能です。

#### 市内民間保育施設等

- ・上記以外にも市内に保育を実施する民間施設等がございます。

※ 認可外保育施設については、「21 認可外保育施設等 (P.31)」に各施設を掲載しております。

認可外  
保育施設※

#### 保育施設の休園

- ① 日曜日および国民の祝日に関する法律に規定される国民の休日
- ② 12月29日から翌年の1月3日まで
- ③ その他、市長が特に休園の必要を認めた日

- ※ 認定こども園及び地域型保育施設の休園日は、上記のほかに園が定めている場合があります。
- ※ 認定こども園ひかり・ピッコロルーム・ゆりかごファーストスクール・ちゃいんど保育園は土曜日についても休園日としています。
- ※ なかよし保育園は月に2回、土曜日を開所しています。（第2土曜日・第4土曜日）
- ※ 詳しくは利用開始前に各園にご確認ください。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

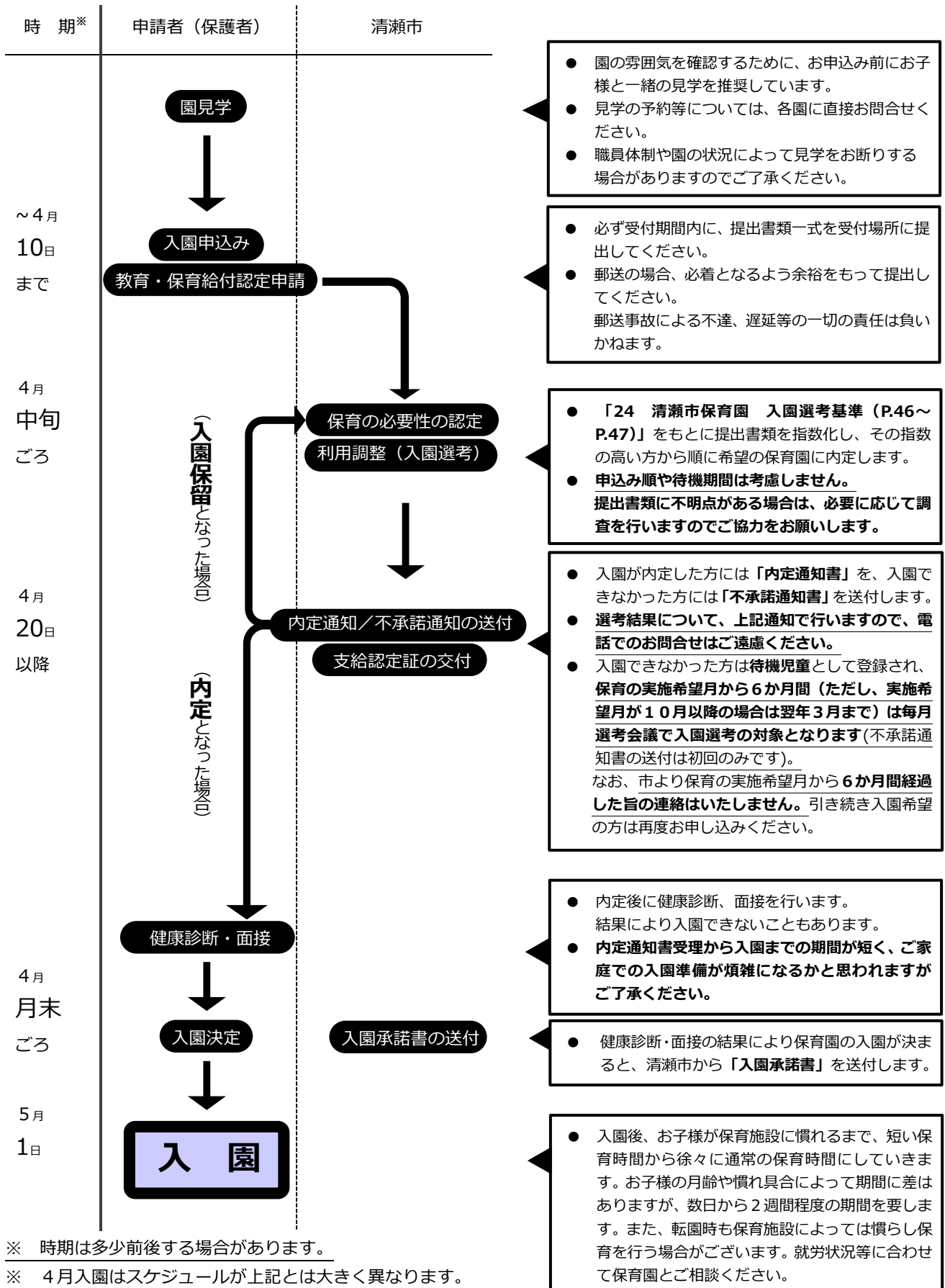
(参考資料)

清瀬市で申込み受付をしている保育施設一覧表 ※「23 認可保育施設一覧 (P.34～)」をご参照ください。

	名 称	所 在 地 電 話	開 所 時 間	定 員 <sup>※2</sup>						
				0歳 <sup>※1</sup>	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立保育園	第1保育園	松山3-1-73 042-491-0152	7:00～19:00	6	10	12	20	25	25	98
	第3保育園	旭が丘3-755-1 042-492-5600	7:00～19:00	6	10	12	20	25	25	98
	第7保育園 (※開園予定あり)	竹丘1-15-11 042-492-4616	7:00～19:00	-	10	12	15	15	15	67
私立保育園	清瀬駅前保育園	元町1-9-15 042-492-7400	7:00～19:00	9	12	14	15	15	15	80
	清瀬上宮保育園	竹丘3-8-1 042-492-4015	7:00～19:00	9	18	22	22	23	23	117
	のしお保育園	野塩5-249 042-493-4550	7:00～19:00	9	13	13	15	15	15	80
	中清戸保育園	下清戸1-21-3 042-494-1772	7:00～19:00	9	10	12	16	16	17	80
	すみれ保育園	中里3-1731-8 042-493-0509	7:00～19:00	15	18	20	22	22	23	120
	すみれ保育園分園 <sup>※3</sup>	松山2-2-15清瀬シティハム 042-495-4145	7:00～19:00	3	11	12	-	-	-	26
	きよせ保育園 <sup>※4</sup>	上清戸2-5-40 042-491-1301	7:00～19:00	12	24	35	30	30	30	161
	きよせ保育園分園 <sup>※3</sup>	上清戸2-6-6 042-497-3047	7:00～19:00	3	10	10	-	-	-	23
	せせらぎ保育園	中里1-1704 042-497-9777	7:00～19:00	15	18	20	24	24	24	125
	清瀬どろんこ保育園	松山3-1-24 042-494-8166	7:00～20:00	6	12	12	20	20	20	90
	のしお一丁目保育園	野塩1-322-1 042-492-1411	7:00～19:00	9	13	13	15	15	15	80
	メリーポピンズ清瀬ルーム	松山1-40-2 042-497-1692	7:00～20:00	6	15	18	-	-	-	39
	中里どろんこ保育園	中里6-23-1 042-497-8718	7:00～20:00	6	16	18	20	20	20	100
	メリーポピンズ松山ルーム	松山1-40-24 042-497-2181	7:00～20:00	12	15	15	-	-	-	42
認定こども園	認定こども園ひかり	旭が丘2-5-3 042-491-2218	7:30～18:30	-	-	-	10	10	10	30
小規模 保育施設	ピッコロルーム	元町2-18-10 1F 042-497-1234	7:30～19:30	3	4	4	-	-	-	11
	ゆりがごファーストスクール <sup>※5</sup>	元町1-8-357ビル2F 042-496-0330	8:00～ <u>17:00</u>	-	8	10	-	-	-	18
	ちゃいんど保育園 <sup>※5</sup>	上清戸2-5-36 042-496-7788	8:00～ <u>17:00</u>	-	8	10	-	-	-	18
	あいあいちびっごルーム	竹丘3-2-61 042-497-2308	7:30～19:30	-	6	6	-	-	-	12
	ちあふるガーデン <sup>※6</sup>	中里1-1707-4 042-497-1237	7:00～19:00	3	5	6	-	-	-	14
事業所内 保育施設	なかよし保育園	竹丘3-1-1東京病院内 042-491-3114	7:30～19:00	3	3	3	-	-	-	9

- ※1 0歳児クラスは生後56日(8週)経過後の翌月から入園が可能です。
- ※2 「定員」は各園・各クラスの募集人数ではありません(在園児の継続利用による持ち上がりがあるため)。
- ※3 すみれ保育園分園、きよせ保育園分園の土曜保育は、それぞれすみれ保育園、きよせ保育園で実施いたします。
- ※4 きよせ保育園は2歳児クラスから3歳児クラスに持ち上がる際に定員数が減少しますが、在園児の持ち上がり数は確保されます。
- ※5 ゆりがごファーストスクール、ちゃいんど保育園に在園する世帯の保育の必要量は保育短時間となります。
- ※6 ちあふるガーデンの延長保育と土曜保育は、せせらぎ保育園で実施いたします。  
また、ちあふるガーデンはせせらぎ保育園の連携施設のため、卒園時にせせらぎ保育園へ優先的に転園ができます。  
(空き状況によっては全員が転園できない場合もあります)

1章	入園するまで
2章	在園中の手続き
3章	保育料
4章	よくある質問 (参考資料)



1章 入園するまで  
2章 在園中の手続き  
3章 保育料  
4章 よくある質問  
(参考資料)

※ 時期は多少前後する場合があります。  
 ※ 4月入園はスケジュールが上記とは大きく異なります。

- **支給認定**とは、保育施設を利用するときに必要なものです。

清瀬市では、入園申込みの申請書が認定申請書を兼ねているため、別々に申請していただく必要はありません。

(入園申込みのときに提出された書類で認定いたします)

また、すでに3号認定を受けている児童が満3歳になり2号認定に切り替わる時は、清瀬市が認定変更を行いますので再申請は不要です。

- **認定区分は3つ** (1号認定、2号認定、3号認定) に分かれています。

このうち保育施設を利用するには、**2号または3号の認定を受ける必要があります。**

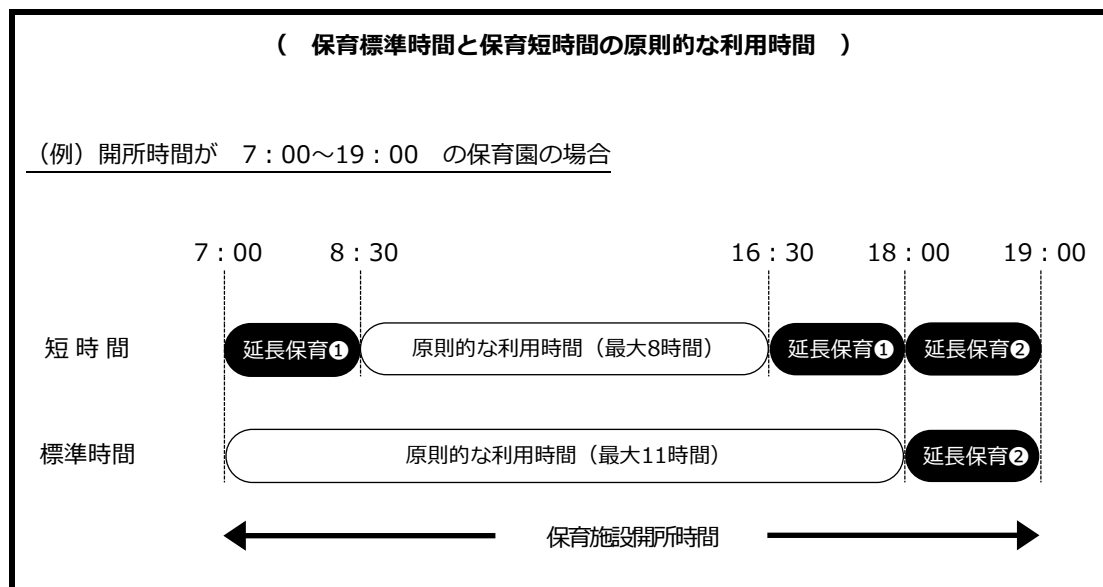
さらに**保育の必要量**は**2つ** (保育**標準**時間、保育**短**時間) に分かれています。

認定区分	対象年齢	利用できる施設	保育の必要性／保育の必要量		
<b>1号認定</b>	<b>3歳～5歳</b>	・認定こども園 ・幼稚園	なし	教育標準時間	<b>4時間</b>
<b>2号認定</b>	<b>3歳～5歳</b>	・認定こども園 ・保育園	あり	保育 <b>標準</b> 時間	<b>11時間</b>
				保育 <b>短</b> 時間	<b>8時間</b>
<b>3号認定</b>	<b>0歳～2歳</b>	・認定こども園 ・保育園 ・地域型保育施設	あり	保育 <b>標準</b> 時間	<b>11時間</b>
				保育 <b>短</b> 時間	<b>8時間</b>

- **保育の必要量**とは、利用可能な最大の保育時間を市が保育要件に応じて認定しています。

それぞれの最大利用時間を超えた利用は**延長保育**となり、別途料金が発生します。

- 具体的な保育時間については、内定通知後の園との面接で決定します。



※ 上記「延長保育①」「延長保育②」のように、時間帯及び園によって延長保育の料金が異なります。



# 05

## 保育を必要とする事由ごとの入所期間・認定

● 2号認定または3号認定を受けるためには、次の事由のいずれかに該当することが必要です。

そのため、「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」などの理由だけでは認定できません。

※ **ゆりかごファーストスクール、ちゃいるど保育園**をご利用の場合、下記の要件に関わらず、**保育短時間の認定**となります。

認定事由	保育を必要とする事由と入所期間	保育の必要量の認定	
		標準 時間	短 時間
就 労	月12日以上かつ月48時間以上働いている場合 → <b>就労期間中</b> （1日4時間を下回る場合は入園後3か月以内に1日4時間以上の就労が必要）	労働が 月120時間 <b>以上</b>	労働が 月120時間 <b>未満</b>
求 職	求職中の場合（申込みは年度に2回まで） → <b>入園後3か月以内</b> （期間内に就労要件を満たせば「就労」に切り替わります）	×	○
出 産	出産する場合 → <b>出産予定月およびその前後2か月（5か月）以内</b>	○	△ （希望により可）
育 休 特 例	すでに保育園を利用しているお子様がいて、育休期間中の場合 → 最長で <b>育児休業対象のお子様が1歳になる日の属する年度の年度末（3月末日）まで</b>	×	○
み な し 育 休 特 例	すでに保育園を利用しているお子様がいて、育児休業を取得できない職種の場合 → 最長で <b>対象の子が1歳になる日の属する年度の年度末（3月末日）まで</b>	×	○
疾 病 ・ 障 害	疾病、負傷、心身の障害などによりお子様の保育ができない場合 → <b>入院、通院、療養期間</b>	○	△ （希望により可）
介 護 ・ 看 護	常時かつ長期に介護、看護にあっている場合 → <b>介護・看護期間</b>	介護・看護が 月120時間 <b>以上</b>	介護・看護が 月120時間 <b>未満</b>
災 害 復 旧	火災等による家屋の損傷、その他の災害復旧にあっている場合 → <b>災害復旧期間</b>	○	△ （希望により可）
就 学	週3日以上かつ4時間以上の就学の場合 → <b>就学期間</b>	就学が 月120時間 <b>以上</b>	就学が 月120時間 <b>未満</b>
そ の 他	上記に類する状態として、市長が認める場合	要相談	

● 労働時間が月120時間に満たない場合でも、就労状況や勤務体系によっては、入園月の翌月以降に認定を保育短時間から保育標準時間に変更可能な場合がありますので、認定の変更を希望される場合は下記の注意事項を厳守のうえ、**速やかに変更申請を行ってください。**

**提出書類**

- ① 家庭状況変更届
- ② 変更事由が確認できる添付書類（就労証明書など、P9参照）

**提出期限**

子育て支援課に提出する場合 …… **変更希望月の前月20日**まで（20日が土日祝日の場合は直前の開庁日）  
 市内保育園に提出する場合 …… **変更希望月の前月15日**まで（15日が土日祝日の場合は直前の開所日）  
**※期限後の提出については、翌々月からの変更となります。**

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

（参考資料）

## 1 産休・育休明けで申込まれる方

復職する月の1日からの入園申請ができます。

復職後、復職したことを証明する書類(市指定の復職証明書)を入園月の翌月10日までに提出する必要があります。

**入園月内の復職ができない場合、当月で退園となります。**

なお、選考の基準となった**就労証明書と復職時の勤務状況に相違がある場合**(入園申込書に記載した就労日数や時間と異なる場合や他の勤務先に転職した場合等)についても**内定及び入園決定の取り消し又は入園月で退園となる場合**があります(みなし育休特例を利用している場合も同様となります)。

## 2 出産で申込まれる方

産前産後の期間に上の子の入園申請をする場合、**入園期間は出産予定月及びその前後各2か月の最長5か月以内**です。

出産後、**引き続き在園することを希望される場合でも、当該期間をもって退園**となります。

再度入園を希望される場合には、改めて申込みいただき選考し直すため、再入園できるとは限りません。

## 3 入園後に**出産予定**の方

入園申込み時は就労等の別の事由で申込みをしていますが、**入園月が**出産予定月とその前後2か月に該当する場合は、「出産」事由での申込み****となります。上記「2 出産で申込まれる方」と同様の在園期間となるため、**入園月時点で就労していたとしても**出産予定月の2か月後の月末で退園****となります。

再度入園を希望される場合には、出産以外の事由で新たにお申込みください。

※選考し直すため、再入園できるとは限りません。

## 4 入園申込み時と入園内定(決定)時点とで**就労状況等が変わった場合**

申込み時点の就労状況等で入園選考を行っているため、転職・退職・勤務日数および時間の変更等をした場合、**入園内定(決定)後に選考基準指数に変更が生じ、入園選考結果に影響がある場合には、入園内定及び決定は無効となり再選考となります。その結果、継続が認められない場合にはその月末で退園になります。**

再度保育園等の利用を希望する場合は、もう一度改めて保育園等の入園申込をする必要があります。

※選考し直すため、再入園できるとは限りません。

なお、新規入園月から**3か月経過後の転職・退職・勤務日数および時間変更等については再選考を行いません。**

## 5 障害や慢性疾患があるお子様の入園について

保育の必要性があり、集団保育が可能であると認められた児童(医療的ケア児)について、申込みが可能です。

病状・障害等の程度を適切に把握するための「**主治医の意見書(市指定様式)**」に主治医等に**集団保育での注意点、必要な支援内容に関する**ことを具体的に記載してもらい、提出してください。

必要に応じて追加で「**医療的ケア実施申込書**」等を依頼する場合があります。

医療的ケアが必要な方は保健師等と面談させていただきます。

なお、医療的ケア児の保育時間は原則平日8時30分～16時30分です。

他に配慮が必要なお子様の保育時間に関しては、入園後、園とご相談ください。

- ※1 入園調整までの時間がかかりますので、心身の発達に心配がある場合や医療的ケアが必要なお子様については、入園希望月の前々月の10日まで(4月入園を除く)にご相談ください。
- ※2 保育園の受け入れ体制(設備・人員配置・利用児童等)が整わない場合、空き状況に関わらず入園できない場合があります。
- ※3 申込みの際に申告がなかった場合は、内定が決まっても受け入れができない場合があります。
- ※4 お子様の健康状況や医療的ケアの内容に変更が生じたこと等により保育の実施ができなくなることがあります。

以下の書類をご用意・ご提出ください。

提出書類は「保育を必要とする事由」をはじめ、申請される方の状況によって異なりますので、十分にご注意ください。

### 必要書類①

#### 保育園等入園申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書

(必須)

- 2名以上のお子様を同時期に申請する場合であっても、申請書は1枚ずつご用意ください。

### 必要書類②

#### 「保育を必要とする事由」を証明する書類

(必須)

- 全ての保護者および18歳以上65歳未満の同居者**それぞれの書類が必要となります。
- 提出された書類は返却できません**ので、必要な場合は事前にご自身で写しをお取りください。  
(延長保育の利用にあたり、入園後に保育園から就労証明書の提示を求められる場合があります)

下記の各書類について、詳しくは次ページP.9をご参照ください。

	保護者の状況	必須書類	加えて、いずれかの提出が必要な書類
1	常勤・パート・内職	就労証明書	(なし)
2	就労内定状態の場合	就労証明書	(なし)
3	自営業・個人事業主・フリーランス	就労証明書	確定申告書 又は 開業届
4	法人経営者	就労証明書	登記簿謄本 又は 源泉徴収票
5	自営業の協力者	就労証明書	源泉徴収票 又は 確定申告書 又は 青色事業専従者給与に関する届出書
6	親族経営会社への従事者	就労証明書	源泉徴収票 又は 雇用契約書
7	求職中の場合	(書類は不要ですが、入園後3か月以内に就労を開始する必要があります)	
8	病気または心身に障害がある場合	(なし)	医師の診断書 又は 障害者手帳等の写し
9	親族の介護または看護をしている場合	介(看)護状況届出書	医師の診断書 又は ケアプラン等の写し
10	大学・職業訓練学校に通学している場合	時間割	在学証明書 又は 学生証の写し
11	出産する場合	母子健康手帳の写し	(なし)

### 必要書類③

#### 住民税課税(非課税)証明書

(該当の方のみ)

- 令和5年1月2日以降に転入した保護者全ての**住民税課税(非課税)証明書が必要になります。  
(出産・育児休暇などで収入がない場合でも、**非課税証明書**をご提出いただく必要があります)
- ①清瀬市に住民登録されたのがいつか ②入園希望時期がいつか によって必要な証明書が異なります。

入園希望月 / 清瀬市に	令和5年1月1日 以前から	令和5年1月2日 以降	令和6年1月2日 以降
令和6年4月入園 から 令和6年8月入園 まで	不要 <sup>※</sup>	令和5年度	令和5年度・令和6年度
令和6年9月入園 から 令和7年3月入園 まで	不要 <sup>※</sup>	不要 <sup>※</sup>	令和6年度

※清瀬市の税情報で確認しますので提出の必要はありませんが、未申告の場合は確認できませんので早急に申告してください。

**未申告等により保育料決定に必要な税情報が確認できない場合には、最高階層(D27)で決定する場合があります。**

詳しくは「令和6年度清瀬市利用者負担額基準額表(P.20)」をご参照ください。

#### 住民税課税(非課税)証明書に関する補足事項

0~2歳児クラスのお子様の入園申込みにおいては、必要書類①「保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の「入園児童の家庭の状況」の備考欄にマイナンバー(12桁)を記入し、**④マイナンバーの確認と⑥申込み者(保護者)の本人確認**ができる書類の写しを**④⑥それぞれ下表のとおり用意し、申込み時に確認していただくこと**で、上記の**住民税課税(非課税)証明書の提出を省略することができます。**

ただし、マイナンバーでは非課税か未申告かの判断が出来ない場合があります。その際は、**追って非課税証明書の提出を求める場合があります**ので、ご了承ください。

確認事項 / 確認書類 <sup>※</sup>	いずれか1点	いずれか2点
④ マイナンバー 確認	・マイナンバーが記載された住民票 ・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書 ・通知カード(通知カードの記載事項と本人の情報一致している場合に限り)	-----
⑥ 本人 確認	・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳	・精神障害者保健諭手帳 ・療育手帳 ・在留カード
		・公的医療保険の被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書

※マイナンバーカードの場合は、**その表裏両面の写し1点のみ**で④⑥両方の確認とさせていただきます。

### 必要書類④

#### 主治医の意見書(市指定様式等)、身体障害者手帳の写し、愛の手帳の写し など

(該当の方のみ)

- お子様の状況により、主治医の意見書や身体障害者手帳の写し、愛の手帳の写しなど提出を求める場合があります。  
詳しくは「06 入園申込みに関する注意事項(P.7)」をご参照ください。

(参考)「保育を必要とする事由」を証明する書類一覧表



清瀬市トップページ  
⇒ 「申請書ダウンロード」  
⇒ 「子育て・教育関係の申請書」  
⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

清瀬市ウェブサイトより書類の様式をダウンロードする場合は上記ページをご覧ください

	保護者の状況	提出が必要な書類 <sup>※19</sup> (●は必須、数字○はいずれかの提出が必要)	備考
1	常勤 パート 内職	●就労証明書 <sup>※1</sup> (事業者が証明)	就労先等が2か所以上の方は、それぞれの就労先の就労証明書を提出してください。
2	就労内定先 がある場合	●就労証明書 <sup>※1</sup> (事業者が証明)	「7 就労実績」には、就労を開始してからの3か月間の見込みで日数・時間ともに記入を依頼してください。
3	自営業 個人事業主 フリーランス	●就労証明書 <sup>※1</sup> ①確定申告書 (令和4年までに就労を開始した方) ②開業届 (令和5年以降に就労を開始した方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、自営業を行っていることが確認できる書類の提出が必要です。 ※左記の書類が提出できない場合 ・報酬のわかるもの ・請負契約書 ・営業上必要な材料の仕入れ伝票 などで確認をさせていただきます。
4	法人経営者	●就労証明書 <sup>※1</sup> ①源泉徴収票 (令和4年までに設立された方) ②登記簿謄本 (令和5年以降に設立された方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、法人の経営者であることが確認できる書類の提出が必要です。
5	自営業の協力者	●就労証明書 <sup>※1</sup> (事業者が証明) ①源泉徴収票 又は 確定申告書 (令和4年までに就労を開始した方) ②青色事業専従者給与に関する届出書 (令和5年以降に就労を開始した方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、事業主より給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
6	親族経営会社への従事者	●就労証明書 <sup>※1</sup> (事業者が証明) ①源泉徴収票 (令和4年までに就労を開始した方) ②雇用契約書 (令和5年以降に就労を開始した方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、雇用契約又は給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
7	求職中	-	・書類の提出は必要ありません。 ・「保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の2/4ページ②に必要事項をご記入ください。
8	病気又は心身に 障害がある場合	①医師の診断書 <sup>※1※2</sup> ②障害者手帳等の写し	「保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の2/4ページ⑤または⑥に必要事項をご記入ください。
9	親族の介護又は 看護をしている場合	●介(看)護状況届出書 <sup>※1</sup> ①医師の診断書 <sup>※1※2</sup> ②ケアプラン 又は 障害者手帳等の写し	・具体的な状況を「介(看)護状況届出書」にご記入ください。「介(看)護状況届出書」については、清瀬市ウェブサイトまたは窓口で入手してください。 ・「保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の2/4ページ⑦に必要事項をご記入ください。
10	大学や職業訓練学校 に通学している場合	●時間割 ①在学証明書 <sup>※1</sup> ②学生証の写し	「保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の2/4ページ⑧に必要事項をご記入ください。
11	出産する場合	●母子健康手帳の写し	・表紙および分娩予定日のわかるページの写しを提出してください。 ・「保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の2/4ページ④に必要事項をご記入ください。
12	育児休業 みなし育児	●就労証明書 <sup>※1</sup> (事業者が証明) 産休/育児休業の取得(予定)欄の記載又は元の勤務先 に戻る事ができる旨の証明書の提出が必要	下記の①又は②に該当する場合であって、休業前に支給認定(2・3号認定)の就労で保育園等に在園している場合には、生まれたお子様が1歳になる年度の末日まで当該保育園等での保育の継続ができます。 (詳しくは「12 出産・育児休業を取得する時(P.18)」をご参考ください) ① 育児休業を取得する場合 ② 育児休業を取得できないが、休業後には元の勤務先に育児休業を取得する前と同条件で復帰することを事業者が認めている場合

※1 各証明書、診断書の有効期限は、申込時点で証明日から3か月以内です(コピーでも構いません)。

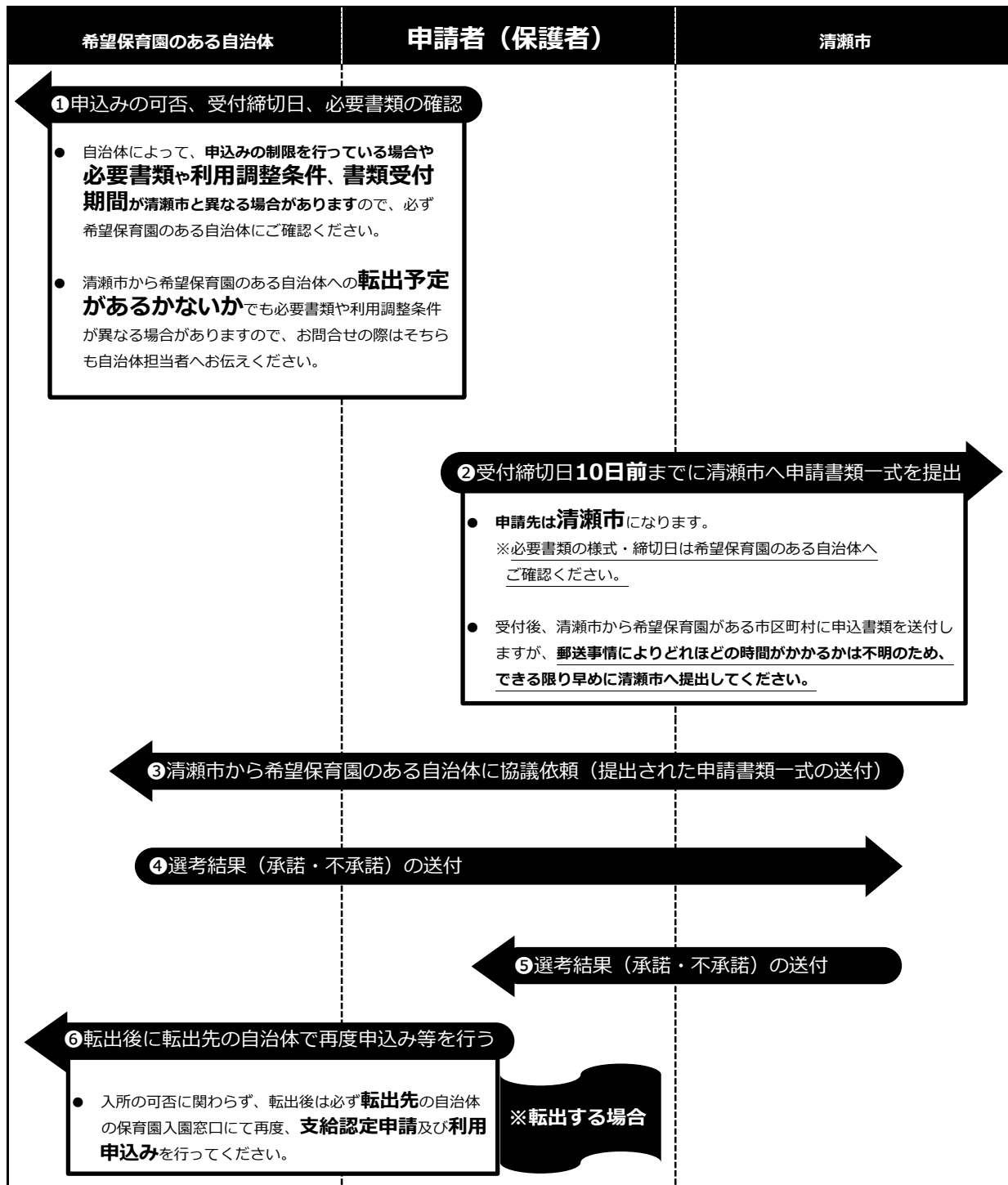
※2 診断書を提出された場合はその内容で保育の必要性を確認するため、保育の認定ができない場合があります。

1章  
入園するまで  
2章  
在園中の手続き  
3章  
保育料  
4章  
よくある質問  
(参考資料)

- 清瀬市外の保育園への入園を希望される場合でも、申込み時点で住所が清瀬市にあれば、原則として清瀬市へ申請していただきます。

申請受理後、清瀬市から希望する保育園等のある自治体へ協議の申し入れを行います。

なお、市内の保育園から市外の保育園の転園をご希望の場合、市内の保育園の転園と同様、転園希望先の内定が出た場合には元の保育園には戻れませんので十分にご注意ください。



- 清瀬市民でない方が市内の保育園の入園を希望される場合は、原則として**住民票のある市区町村から清瀬市へ協議を行いますので、申込み時点で住民票のある市区町村にて入園申込みの手続を行ってください。**
- 申込書、就労証明書等は、原則として清瀬市の様式で居住市区町村にご提出ください。**  
(居住市区町村を通して清瀬市の申込み期間中に書類が必ず到着するよう、お住まいの市区町村にご相談ください)

### 1 入園希望月の前月末までに清瀬市に転入予定がある場合

申込み時点で清瀬市外に住民票があっても入園希望月の前月末までに清瀬市に転入される場合、清瀬市民と同じ選考基準で利用調整を行います。なお、入園の可否に関わらず、**清瀬市に転入後は、必ず清瀬市子育て支援課保育・幼稚園係窓口までお越しください。**

#### 必要書類

- ① 保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書
- ② 保育の必要性を確認する書類 (P.9参照)
- ③ 住民税課税(非課税)証明書 (P.8参照)
- ④ 清瀬市に転入後の居住地の賃貸契約書又は売買契約書の写し  
(賃借日または引渡日等が記載されたもの)
- ⑤ 転入に関する誓約書(清瀬市指定様式)

(右記ウェブページからダウンロード可能)



清瀬市トップページ  
⇒ 「申請書ダウンロード」  
⇒ 「子育て・教育関係の申請書」  
⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

令和6年4月入園申込みで、1次申込み受付期間(令和5年11月6日(月)から令和5年11月20日(月)まで)にご用意できない可能性を考慮し、「賃貸契約書」又は「売買契約書」の写しに限り、提出期限を令和5年12月28日(木)までとさせていただきます。申込み時にその旨を必ず職員へお伝えください。

### 2 入園希望月の前月末まで清瀬市に転入予定がない場合

入園選考は清瀬市民が優先のため、**清瀬市民の利用調整(入園選考)後、欠員がある場合のみ**利用調整を行います。その際、保護者の両方またはどちらかが**清瀬市在勤の方を優先**して利用調整を行います。なお、転入予定がない方の受け入れ可能な時期は下表のとおりとなりますのでご注意ください。

入園時期	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和6年4月入園(1次選考)	×	×	×	×	×	×
令和6年4月入園(2次選考)～令和6年7月入園	×	○	○	○	○	○
令和6年8月入園～令和7年3月入園	○	○	○	○	○	○

※上記以外にも保育園の空き状況、待機児童数の状況により一定の受入れ制限を行う場合があります。

#### 必要書類

- ① 保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書
- ② 保育の必要性を確認する書類 (P.9参照)

#### 注意事項

下記に該当する場合は、利用申込みの受付をしておりません。

- 認定事由が**求職**の方(保護者のいずれかが求職活動中の場合)
- **公立保育園**への入園を希望する方



清瀬市トップページ  
⇒ 「申請書ダウンロード」  
⇒ 「子育て・教育関係の申請書」  
⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

清瀬市ウェブサイトより書類の雛形をダウンロードする場合は上記ページをご覧ください

保育園等入園申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書 (1/4ページ)

※市使用欄	受付担当	勤証	ほか不足書類等	受付番号	選考基準指数
	父			子どもコード	
	母				

保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書

清瀬市長 殿

- ① 保育料決定のため、私の世帯の課税状況を確認すること。
- ② 入園の申込書及び就労証明書の内容について必要な情報をご提供ください。
- ③ 保育園等選考要件を継続的に満たしていること。
- ④ 本申込書の内容に事実と相違があった場合、入園（内定）の取消しをさせていただきます。
- ⑤ 申込書に記載された事項、支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）、個人番号及び世帯情報について閲覧及び電子計算組織に登録されること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、保育園等に対して提示すること。

・R5. 1. 2以降に清瀬市に転入された方は、申込みの際に住民税課税（非課税）証明書の提出をお願いします。

・R5. 1. 1以前から清瀬市在住であっても、未申告の場合には税情報の確認ができませんので、予め清瀬市課税課市民税係にて所得の申告をしてください。

・第1希望のみのお申込みの場合、選考の際に▲1点の減点が入ります。

・申込時点で空きがない保育園についても希望することができます。

・記入した園のみが選考の対象となります。

それ以外の園に欠員があっても選考の対象にはなりません。

転入された方は「令和6年度保育園等入園のしおり」の(P.8)をご確認ください。下記の住所地で取得した該当年度の課税・非課税証明書が必要です。

過去2年以内に清瀬市へ転入 (転入日) 年 月 日

● 令和5年1月1日時点の住所

左記と同じ住所

それ以外 →

● 令和6年1月1日時点の住所

左記と同じ住所

申込書提出時点ではなく、申込年度の4月1日時点の年齢で記入してください。

(住所) 〒 -

(フリガナ)

(氏名)

○入園申込について

フリガナ	性別	生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和
氏名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日	年 月 日
入園を希望する保育園施設名称	第1希望	第4希望	(令和6年4月1日時点の年齢: 歳)
	第2希望		
	第3希望		

入園できない場合  育休を延長予定 (  入園まで  年度未満 )

ゆりかごファーストスクール及びちやいど保育園を希望する方は、注意事項をよく読んで確認欄に✓をお願いします。

申込事項の確認事項

※ 清瀬市外の保育園等を希望の場合は自治体名もご記入ください。

※ 第6希望を超える希望を記入した場合、それ以降は選考の対象としません。

※ 認定子ども園ひかりに入園する際、制服代等の支払が必要になりますのでご注意ください。

※ ゆりかごファーストスクール及びちやいど保育園の申込をする方は、利用時間が8:30~16:30の保育短時間認定となります。

保育の実施を希望する期間 令和 年 月 1 日 から  令和  就学始期 年 月 日 まで

○入園児童の家庭の状況 ※お子様を含む家族と同居の方全員について記入してください。

・同居世帯員をすべてご記入ください。

・世帯が別であっても、生計を一とする場合はご記入いただき、この欄に住所もご記入ください。(記入漏れ等がある場合、保育料が正しく算定されない場合がございます)

・単身赴任等で別居の方がいる場合や扶養しているお子様が別居の方がいる場合には、名前の下に住所を記入してください。

同居の方

氏名

生年月日

電話番号

昭和  平成

同居  別居

入園希望月時点での状況を記入してください。申込み時点では未就学児でも、入園希望月時点で小学生の場合は入学予定の学校名を記入してください。

家族・同居人の構成

上記以外の家族・同居人

生年月日

電話番号

昭和  平成  令和

同居  別居

※同居の方に18歳以上、65歳未満の方がいる場合は「保育を必要とする事由」を証明する書類の提出が必要です。

1章 入園するまで

2章 在園中の手続き

3章 保育料

4章 よくある質問 (参考資料)

<保育園等申込書 2/4>

**○保護者の状況**

	父 の 状 況	母 の 状 況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者に雇用されている場合 …… 「他人」</li> <li>・自営業の方 …… 「本人」</li> <li>・配偶者の協力者の場合 …… 「配偶者」</li> <li>・親族経営の会社に勤めている場合 …… 「親族」 に✓をつけてください。</li> </ul> <p>※「他人」以外の方については、就労証明書の他に別途必要な書類があります。 詳しくは「07 入園申込みに必要な書類 (P8~P9)」をご確認ください。</p>	<input type="checkbox"/> 勤務 <input type="checkbox"/> 内定 <input type="checkbox"/> 居宅内労働 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 不活中 <input type="checkbox"/> 失業中 <input type="checkbox"/> 疾病中 <input type="checkbox"/> 心身障害 <input type="checkbox"/> 看護取得 <input type="checkbox"/> 技能取得 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害その他	<input type="checkbox"/> 勤務 <input type="checkbox"/> 内定 <input type="checkbox"/> 居宅内労働 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 不活中 <input type="checkbox"/> 失業中 <input type="checkbox"/> 疾病中 <input type="checkbox"/> 心身障害 <input type="checkbox"/> 看護取得 <input type="checkbox"/> 技能取得 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害その他
働いている場合 (内定含む)	(勤務/内定) <input type="checkbox"/> 勤務 <input type="checkbox"/> 内定	(勤務/内定) <input type="checkbox"/> 勤務 <input type="checkbox"/> 内定
	勤務先の住所	
	(勤務先電話) (      -      -      )	(      -      -      )
	事業主との関係 <input type="checkbox"/> 他人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親族	<input type="checkbox"/> 他人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親族
	就職/異動年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 平成      年      月      日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 平成      年      月      日
	勤務日数 日間 / 1ヶ月平均 勤務時間 時間 / 1日平均 (休憩時間含む) (      時      分から      時      分まで )	日間 / 1ヶ月平均 時間 / 1日平均 (      時      分から      時      分まで )
	通勤時間 (片道)      時      分 (主な通勤手段)	(片道)      時      分 (主な通勤手段)
	土曜日の勤務 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 隔週 <input type="checkbox"/> 不定期 )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 隔週 <input type="checkbox"/> 不定期 )
	定休日 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木	
	育児休業 令和      年      月      日から 令和      年      月      日まで (予定)	令和      年      月      日から 令和      年      月      日まで (予定)

通勤時間はレート検索サイト等を利用し、正確な時間のご記入をお願いします。

「就労」以外での申込みやひとり親の方は、枠内の該当する箇所にご記入をお願いします。

② 求職活動中 (前勤務先) (退職日) <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和      年      月      日	(前勤務先) (退職日) <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和      年      月      日
③ 不 存 在 (事由) <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他 (      ) (異動日) <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和      年      月      日	(事由) <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他 (      ) (異動日) <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和      年      月      日
④ 出 産 産前産後(出産予定月の前後2か月)に上の子の保育をする場合	
⑤ 疾 病 (疾病名) ・入院 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和      年      月      日 ・外来      回 / 1月あたりの通院数	(疾病名) ・入院 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和      年      月      日 ・外来      回 / 1月あたりの通院数
⑥ 心身障害 (障害名) <input type="checkbox"/> 障害者手帳 …… 種      級 <input type="checkbox"/> 愛の手帳 …… 度 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳 …… 級	(障害名) <input type="checkbox"/> 障害者手帳 …… 種      級 <input type="checkbox"/> 愛の手帳 …… 度 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳 …… 級
⑦ 看護・介護 (患者の氏名) (疾病名)	(暫(介)護先) <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 (      ) (暫(介)護時間) 時間 / 1日平均 (介護度) <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 要支援
⑧ 技能習得/就学 (学校名) (終了予定日) 令和      年      月      日 (受講日数) 日間/週 (      時      分から      時      分まで )	(学校名) (終了予定日) 令和      年      月      日 (受講日数) 日間/週 (      時      分から      時      分まで )
⑨ 災害/その他 (状況を記入)	

1 章	入園するまで
2 章	在園中の手続き
3 章	保育料
4 章	よくある質問
	(参考資料)



保育園等入園申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書 (3/4ページ)

申請時点の年齢をご記入ください。

申請時の年齢		歳		か月		○申込児童の状況等		＜保育園等申込書 3/4＞			
※子育て支援課母子保健係や子どもの発達支援・交流センター「とことこ」等に健康状態の情報を求める場合があります。											
出生時の状況	・ 出生時の体重 ( g )		・ 妊娠期間 ( 週 )		・ 出生時の異常		健康診査結果		障害者手帳等の有無		
	□ なし		□ なし		□ あり		要観察の場合は母子手帳の該当ページの写しをご提出下さい。		写しをご提出ください。		
現在の状況	□ 健康		□ その他・検査中・経過観察含む		□ あり		・ 3～4か月 □ 健康 □ 要観察		□ なし		
	□ 健康		□ その他・検査中・経過観察含む		□ あり		・ 6～7か月 □ 健康 □ 要観察		□ あり		
発達の状況		□ 健康		□ その他・検査中・経過観察含む		□ あり		・ 9～10か月 □ 健康 □ 要観察		□ 障害者手帳 ( 種 級 )	
健康診査結果		□ 健康		□ その他・検査中・経過観察含む		□ あり		・ 1歳半 □ 健康 □ 要観察		□ 愛の手帳 ( 度 )	
障害者手帳等の有無		□ 健康		□ その他・検査中・経過観察含む		□ あり		・ 3歳 □ 健康 □ 要観察		□ その他 ( )	
継続的に通院治療等や発達支援の相談や療育機関の利用がありますか		□ いいえ □ はい ※ 定期受診中は主治医意見書をご提出ください。		□ あり		□ 健康であっても写しの提出を求める場合があります。		□ はい □ いいえ		□ はい □ いいえ	
病名・専門機関名 ( )		病名・症状・内容 ( )		はいの方は下記を記載してください。		・ 入園希望であることを主治医等に話していますか		□ はい □ いいえ		□ はい □ いいえ	
病名・症状・内容 ( )		はいの方は下記を記載してください。		・ 主治医等に集団生活が可能と判断されていますか		・ 主治医の意見書 (市指定様式等) はありますか		□ はい □ いいえ		□ はい □ いいえ	
予防接種状況		それぞれ接種回数を記入して下さい。		食物アレルギー		食物以外のアレルギー		ひきつけの経験		ひきつけ回数	
インフルエンザ菌b型 (Hib) ( 回 )		小児用肺炎球菌 ( 回 )		B型肝炎 ( 回 )		ロタウイルス ( 1・5 ) 価 ( 回 )		四種混合 (DPT-IPV) ( 回 )		BCG ( 回 )	
麻しん・風しん (MR) ( 回 )		水痘 (水ぼうそう) ( 回 )		日本脳炎 ( 回 )		その他 ( ) ( 回 )		健康上・発達上気になることや食事等で生活上配慮が必要なことを記載してください。		□ なし □ あり	
食物アレルギー		□ なし □ あり		□ なし □ あり		□ なし □ あり		□ なし □ あり		□ なし □ あり	
食物以外のアレルギー		□ なし □ あり		□ なし □ あり		□ なし □ あり		□ なし □ あり		□ なし □ あり	
ひきつけの経験		□ なし □ あり		□ なし □ あり		□ なし □ あり		□ なし □ あり		□ なし □ あり	
お子様が0歳～1歳くらいまでの様子をお答えください。(申請時3歳以降は●のみお答えください。)		● 首がすわったのはいつですか ( 月 日 )		● パイパイ、コンニチハなどの身振りをしますか		● 指をさして、取ってほしいものや見てほしいことを伝えようとしていますか		● ひどりすわりをしたのはいつですか ( 歳 か月 日 )		● ひどり歩きを始めたのはいつですか ( 歳 か月 日 )	
● 後追いはしましたか		□ はい □ いいえ		● 意味のある言葉を発したのはいつですか ( 歳 か月 日 )		● 自分名前が言えますか		● 2語会話「ワンワンキタ」などできますか		● 発音ははっきりしていますか	
● 離乳食は順調にすすんでいますか		□ はい □ いいえ		● 耳の聞こえが悪いのではないかと気になりますか		● 大声・奇声をあげることがありますか		● 激しく叩いたり、噛みつきたりすることがありますか		● 一か所にじっとしていらなかったり、落ち着かなく動き回ったりしますか	
1歳以上のお子様についてお答えください。(申請時4歳以降は●のみお答えください。)		● スプーンを使って1人で食べられますか		□ はい □ いいえ		● 肉や繊維のある野菜をよく噛んで食べられますか		□ はい □ いいえ		● 食事の好き嫌いはありますか	
● 嫌いな食べ物 ( )		● 起床時間 ( 午前 時 分 )		● 就寝時間 ( 午後 時 分 )		● お昼寝をしますか ( 時 分 ~ 時 分 )		● トイレはひとりですみますか ( おしっこ □ はい □ いいえ / うんち □ はい □ いいえ )		● 衣服の着脱は1人でやろうとしますか	
● いつも指しゃぶりをしますか		□ はい □ いいえ		● 1人で階段をのぼれますか		● クレヨンなどで丸(円)を書きますか		● 好きな遊びはありますか ( )		● 自分名前が言えますか	
● 指をさして、取ってほしいものや見てほしいことを伝えようとしていますか		□ はい □ いいえ		● ひどりすわりをしたのはいつですか ( 歳 か月 日 )		● ひどり歩きを始めたのはいつですか ( 歳 か月 日 )		● 意味のある言葉を発したのはいつですか ( 歳 か月 日 )		● 自分名前が言えますか	
● ひどりすわりをしたのはいつですか ( 歳 か月 日 )		● ひどり歩きを始めたのはいつですか ( 歳 か月 日 )		● 意味のある言葉を発したのはいつですか ( 歳 か月 日 )		● 自分名前が言えますか		● 2語会話「ワンワンキタ」などできますか		● 発音ははっきりしていますか	
● 耳の聞こえが悪いのではないかと気になりますか		● 大声・奇声をあげることがありますか		● 激しく叩いたり、噛みつきたりすることがありますか		● 一か所にじっとしていらなかったり、落ち着かなく動き回ったりしますか		● 高いところに登ったり、急に飛び出したりしますか		● お友達とごっこ遊びができますか	
● お友達とごっこ遊びができますか		□ はい □ いいえ		● はさみで紙をまっすぐ切れますか		● 色(信号等)はわかりますか		● 衣服の着脱は1人でできますか		● 片足でケンケンができますか	
● はさみで紙をまっすぐ切れますか		□ はい □ いいえ		● 色(信号等)はわかりますか		● 衣服の着脱は1人でできますか		● 片足でケンケンができますか		□ はい □ いいえ	
● 色(信号等)はわかりますか		□ はい □ いいえ		● 衣服の着脱は1人でできますか		● 片足でケンケンができますか		□ はい □ いいえ		□ はい □ いいえ	
● 衣服の着脱は1人でできますか		□ はい □ いいえ		● 片足でケンケンができますか		□ はい □ いいえ		□ はい □ いいえ		□ はい □ いいえ	
● 片足でケンケンができますか		□ はい □ いいえ		□ はい □ いいえ		□ はい □ いいえ		□ はい □ いいえ		□ はい □ いいえ	

記入の際は母子健康手帳の記録を参考に記入をお願いします。内容によっては医師の診断書等の提出をお願いする場合があります。

些細な事でも構いませんので、正確にご記入ください。

1章 入園するまで  
2章 在園中の手続き  
3章 保育料  
4章 よくある質問 (参考資料)



- ・清瀬市は国指定様式の簡易版を使用しています。
- ・保護者記入欄を除き、**事業所の方が記入してください。**
- ・自営業、自営業の協力者、親族経営の会社にお勤めの方は就労証明書以外に必要な書類があります。  
「07 入園申込みに必要な書類 (P.8~P.9)」を確認のうえ、必要な書類も併せてご提出をお願いします。

### 就労証明書 (市指定様式)

清瀬市長 清瀬市教育長		宛		証明日	西暦 2023 年 11 月 4 日		
 <p>清瀬市トップページ ⇒「申請書ダウンロード」 ⇒「子育て・教育関係の申請書」 ⇒「保育・幼稚園に関する申請書」</p> <p>https://www.city.kiyose.lg.jp/sinseicydownload/kosodatseinseicyo/1005446.html 上記ウェブサイトより、本様式のダウンロードと記入例の閲覧ができます。</p> <p>下記の内容について、事実であることを証明いたします。 <b>※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は</b></p>		事業所名	〇〇株式会社				
		代表者名	代表取締役 〇〇〇〇				
		所在地	東京都清瀬市〇〇〇				
		電話番号	042 - 492 - 〇〇〇〇				
<p>・「6、7 就労時間」は、固定就労と変則就労のどちらか該当する雇用契約上の時間を記入してください。(残業時間は含まない)。 ・変則就労で、いくつかのパターンでシフトが決まっている場合は、「14 備考欄」に各シフトの勤務時間を記入してください。 特にパターンが決まっていない場合は「7 就労実績」にある3か月分のシフト表を添付してください。</p>							
<p>右上に記載の所在地と勤務先の所在地が異なる場合は、勤務先の所在地を記入してください。</p>							
<p>・雇用期間が有期の方は、契約更新の有無をチェックしてください。 ・雇用期間が無期の方でも必ず雇用開始日をご記入ください。</p>							
1	業種	〇〇株式会社					
2	本人氏名	清瀬 太郎	生年月日	1985 年 1 月 1 日			
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input checked="" type="checkbox"/> 有期 <small>※雇用の場合は雇用開始日のみ</small>	2020 年 4 月 1 日 ~ 2024 年 3 月 31 日	契約更新	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
4	本人就労先事業所	名称	〇〇株式会社 〇〇営業所				
		住所	東京都清瀬市中里五丁目842番地				
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> その他( )					
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日	合計時間	月間	180 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分)		
		一月当たりの就労日数	月間	20 日	一週当たりの就労日数	週間 5 日	
		平日	9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)				
		土曜	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)				
		日祝	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)				
7	就労実績 <small>※日数に有給休暇を含み、時間数に残業・残業時間を含む</small>	年月	2023 年 8 月	年月	2023 年 9 月		
		10 日/月	90 時間/月	20 日/月	180 時間/月	20 日/月	180 時間/月
		主な就労時間帯・シフト時間帯	9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)				
8	産前・産後休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日					
9	育児休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input checked="" type="checkbox"/> 取得済み 期間 2022 年 8 月 15 日 ~ 2022 年 8 月 31 日					
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他( )					
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input checked="" type="checkbox"/> 復職済み 2023 年 9 月 1 日					
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 期間 2023 年 9 月 1 日 ~ 2024 年 3 月 31 日					
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無					
14	備考欄	①8:00~17:00 ②10:00~19:00					
<p>・育児休暇や長期休暇中の場合は、直近の3か月の実績を記入してください。 ・新しく雇用された場合は、契約上の就労時間等で実績見込みを記入してください。 ・「6、7 就労時間」の雇用契約上の勤務日数、時間よりも大幅に実績が少ない場合、「14 備考欄」にて、減少した理由を記入してください。</p>							

1章

入園するまで

2章  
在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



清瀬市トップページ  
⇒ 「申請書ダウンロード」  
⇒ 「子育て・教育関係の申請書」  
⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

## 11 在園中のお手続きについて

- 在園中に家庭の状況等に変更があった場合、その内容に応じて速やかに申請をする必要があります。
- 保育の必要な事由や**保育必要量（短時間⇔標準時間）**が変更となる場合、下記に示す提出期限にかかわらず**20日まで**（20日が土日祝日の場合に直前の開庁日までに）に提出が確認されたものについては**翌月1日より適用**されます。  
**期日以降に提出された場合、翌々月からの適用となるため、翌月は延長保育料が発生する場合がありますのでご注意ください。**
- 在園中の保育園の決まり事が守れないなどが頻出・継続する場合には、強制退園を行う可能性があります。**

### 保育施設の利用 に関する手続き

事由	必要な書類	提出期日	電子申請 ○×	備考
退園する場合	●退園届	退園する月の <b>10日</b> まで	○	●期日を過ぎてから提出があった場合、翌月の保育料等の支払い義務が生じる場合があります。
1か月以上連続で欠席をする場合	●長期欠席届	お休みに入る前	○	●長期欠席の期間は、最長3か月で、その後退園となります。 ●欠席の期間中も保育料が発生します。
転園を希望する場合	●保育園等変更 申込書 (移行願い用)	入園の申込みと同様	○	●入園申込時と同様にいずれかの保育を必要とする事由に該当する必要がある（育児休業継続期間中の新規入園を申込みない限り、転園も申込みません）。 ● <b>転園の決定後、転園を辞退し元の保育園を継続することはできません。</b>
復職する場合	●復職証明書	入園した月の <b>翌月10日</b> まで	×	●復職ができない、または「保育の選考基準指数(P.46)」が減少するような変更があった場合、入園は取り消し、再選考となります。

### 家庭状況（保育必要量）の変更 に関する手続き

事由	必要な書類	提出期限	電子申請 ○×	備考
住所・氏名・電話番号・世帯員の変更 など	●家庭状況変更届	変更後すぐに	○	●世帯員の増減については、保育料の段階が変わる場合があります。保育料の変更については、詳しくは「令和6年度清瀬市利用者負担額基準表(P.20)」をご確認ください。 ●市外に引越す場合は別途手続きが必要です。 ●内容によっては後日追加書類を求める場合がございます。
退職	●家庭状況変更届	退職日が決定次第 すぐに	○	●退職後、求職活動を行う場合は退職した日の属する月の翌月から3か月の在園が認められています。 ●3か月以内に新しく就労を開始できない場合や、就労証明書を提出できない場合は退園となります。 ●求職活動中の事由での認定については、 <b>年度に2回まで</b> となります。
就職（求職活動中の方）	●家庭状況変更届 ●就労証明書	求職活動での在園 期間の <b>最終月の10日</b> まで	×	● <b>求職活動での在園期間の最終月（退職した日の属する月の翌月から3か月目）については、10日までに必要な書類が確認できない場合、その月末をもって退園となります。</b> ●就労が決まり、保育の必要量の変更が生じる場合でも期日までに提出が確認できない場合は、翌々月からの適用となるため、延長保育料が発生する場合がありますのでご注意ください。
転職	●家庭状況変更届 ●就労証明書	転職先が決定次第 すぐに	×	勤務先や就労の状況によって、別途追加書類の提出を依頼する場合があります。
就労状況の変更・異動・移転など	●家庭状況変更届 ●就労証明書	変更が決定次第 すぐに	×	勤務時間や日数が変更になった場合、保育の必要量が変わる場合があります。
1か月以上の休職	●家庭状況変更届 ●就労証明書 ●診断書	変更が決定次第 すぐに	×	就労証明書の備考欄に事業者の認める休業期間を記入してください。なお、3か月以上の休職の場合、認定が疾病に切り替わります。 ※育児休業は除く
出産・育休特例・みなし育休特例	●家庭状況変更届 ●就労証明書	出産・育休予定日が決定次第 すぐに	×	詳しくは「12 出産・育児休業を取得するとき(P.18)」をご確認ください。
上記以外で必要量を変更したい場合	●家庭状況変更届	変更希望月の <b>前月20日</b> まで	×	●備考欄に保育必要量を変更したい理由を記載してください。 ●内容によっては後日追加書類を求める場合がございます。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

## 12 出産・育児休業を取得するとき

- 就労で保育園等を利用している方が入園後に出産をし、育児休業を取得する場合、**最長で生まれたお子様が1歳になる年度末（例：令和5年4月1日～令和6年3月31日生まれのお子様の場合、令和7年3月31日）まで**、育児休業を取得しながら上のお子様の保育園等の利用を認めています。
- 雇用の状況等で育児休業を取得することができない場合でも、勤務先が一時的な休業や離職を認めていれば、**みなし育休特例**として育休特例と同様に最長で産まれたお子様が1歳になる年度末まで上のお子様の保育園等の利用を認めています。
- 当該制度の利用を希望する場合には、**休業や離職をする前まで**に清瀬市に必要書類を提出してください。

	育休特例	みなし育休特例
対象者	下記の条件を <b>すべて</b> 満たす方 ① 入園後3か月を経過している ② 保育の認定事由を「就労」で受けている ③ 育児・介護休業法に基づく育児休業を取得することができる ④ 育児休業終了後、 <b>元の勤務先に復職</b> することが確認できる	下記の条件を <b>すべて</b> 満たす方 ① 入園後3か月を経過している ② 保育の認定事由を「就労」で受けている ③ 自営業や雇用形態により育児休業を取得することができない ④ 一時的な休業や離職を認めていることが確認できる ⑤ 休業や離職前と同等以上の条件で <b>元の勤務先に復帰（再契約）</b> ができる
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭状況変更届</li> <li>● 就労証明書 (育休期間と復職日の記載があるもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭状況変更届</li> <li>● 就労証明書 (備考に休業（離職）期間と復職日の記載があるもの)</li> </ul>
保育認定	保育の必要性の事由は「育児休業」となり、保育必要量は <b>短時間</b> 認定になります。	
認定期間	下記①②のうち、 <b>どちらか短い方</b> （※期間終了後の認定は「就労」となります） ① 出産後2か月後の翌月1日から「生まれたお子様が1歳になる年度末まで」 ② 「勤務先が指定する休業（離職）期間」	
退園になる場合	期間終了後、生まれたお子様の保育施設を確保できていない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間終了後、生まれたお子様の保育施設を確保できていない場合</li> <li>・休業（離職）前の勤務先に復帰できない場合</li> <li>・休業（離職）前の勤務状況と同等以上でない場合</li> </ul>

※**転園月中に復職をする方を除き、この特例を取得している方の転園の申込みはお断りしております。**

## 13 清瀬市外へ転出後も清瀬市内の保育園を継続利用したいとき

- 他の市区町村に転出しても、継続して現在在園中の清瀬市の保育園等を利用できます。  
その場合には必ず下記のお手続きを行ってください。**手続きがない場合には清瀬市内保育園等の利用は終了となります。**

### ① 転出日までに清瀬市へ退園届の提出

当初の入園申込みが清瀬市民として申し込まれているため、継続利用を希望していても、**退園届を提出していただく必要があります。**  
その退園届に「**継続希望**」であることを記載のうえ、提出してください。

### ② 転出後、すみやかに転出先の自治体へ入所手続きの申請

- 転出後、すみやかに転出先の市区町村で、転出先の市区町村の住民として入園手続（引き続き清瀬市の保育園等に通園するための入所手続）をしてください。
  - 入所手続には就労証明書等、保育を証明する書類の提出が必要になります。余裕をもってご用意いただきますようお願いいたします。
- ※ **転出後の保育料等は転出先の市区町村の基準額に変更となります。**

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

- 0～2歳児クラスは、**保育の必要性**および**世帯（保護者全て）の市町村民税所得割課税額**の合計に基づき、**清瀬市利用者負担額基準額表**（P.20）によって保育料を決定します（9月に保育料算定根拠の切り替えがあります）。
- 所得割額のみ非課税の場合、均等割額で決定します。  
所得割・均等割が非課税で、生計を一にする同居親族がいる場合、同居親族の市町村民税所得割課税額の合計で決定します。  
（同居親族が別世帯（世帯分離）であっても、住居が同一であれば同居親族とみなします）

算定期間	令和6年								令和7年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定根拠	① 保育の必要性（保育標準時間／保育短時間） ② 世帯の令和5年度市町村民税所得割課税額の合計額					① 保育の必要性（保育標準時間／保育短時間） ② 世帯の令和6年度市町村民税所得割課税額の合計額						

以下の控除の適用前の所得割課税額で算定します。

① 寄附金税額控除額	④ 配当所得控除額
② 外国税額控除額	⑤ 住宅借入金等特別税額控除額
③ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額	

- 3～5歳児クラスは、幼児教育・保育無償化により、保育料は**無償**となります。  
ただし、**延長保育料やその他の実費（食材料費等）は無償化の対象外**のため、費用がかかります。

### 多子世帯の負担軽減について

同一世帯に生計を一にするお子様が複数いる場合は、年齢に関わらず、保育料軽減の算定対象人数となり、**0～2歳児の保育料**につきましては**第2子以降が無償**となります。

ただし、下記の世帯については申請が必要となります。

- (例) ・別居しているが同一世帯内のお子様がいる世帯  
・同一世帯で障害児施設等に在籍しているお子様\*がいる世帯 など

※障害児施設等に在籍しているお子様 とは

学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部に在籍する児童

児童福祉法第6条の2の2に規定する児童発達支援又は医療型児童発達支援を受ける小学校就学前児童

児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に在籍する小学校就学前児童

### 保育料の減免について

利用者負担額の変更は、現年度内に限り遡及して適用します。ただし、偽りその他不正の行為により階層区分認定を受けたときは、当該年度に限らず階層区分の変更を遡及して行います。

- (例) ・年度途中で生活保護を受けることになる、または生活保護を受けなくなった場合  
・死亡や離婚、婚姻等により家庭状況が変わった場合  
・居住する家屋等が、災害等により著しく損害を受けた場合  
・同一世帯で新たに障害手帳等の交付を受けた場合 など

提出書類

① 家庭状況変更届

② 変更事由が確認できる添付書類（生活保護受給証明書、戸籍謄本、罹災証明など）

## 令和6年度清瀬市利用者負担額基準額表

世帯の市町村民税課税所得割額 による階層区分		保育標準時間		保育短時間	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	均等割のみ課税世帯	4,300 (2,150)	0	4,100 (2,050)	0
D1	1円 以上 10,000円 未満	5,000 (2,500)	0	4,800 (2,400)	0
D2	10,000円 以上 13,400円 未満	5,700 (2,850)	0	5,400 (2,700)	0
D3	13,400円 以上 16,000円 未満	6,400 (3,200)	0	6,100 (3,050)	0
D4	16,000円 以上 20,400円 未満	7,100 (3,550)	0	6,800 (3,400)	0
D5	20,400円 以上 36,000円 未満	7,800 (3,900)	0	7,400 (3,700)	0
D6	36,000円 以上 48,600円 未満	8,500 (4,250)	0	8,100 (4,050)	0
D7	48,600円 以上 57,700円 未満	10,600 (5,300)	0	10,200 (5,100)	0
D8	57,700円 以上 66,000円 未満	12,700 (6,350)	0	12,200 (6,100)	0
D9	66,000円 以上 77,101円 未満	14,900 (7,450)	0	14,400 (7,200)	0
D10	77,101円 以上 97,000円 未満	17,100	0	16,500	0
D11	97,000円 以上 115,000円 未満	20,000	0	19,300	0
D12	115,000円 以上 133,000円 未満	23,000	0	22,200	0
D13	133,000円 以上 151,000円 未満	26,000	0	25,100	0
D14	151,000円 以上 169,000円 未満	29,000	0	28,000	0
D15	169,000円 以上 191,000円 未満	31,600	0	30,700	0
D16	191,000円 以上 213,000円 未満	34,200	0	33,200	0
D17	213,000円 以上 235,000円 未満	36,800	0	35,800	0
D18	235,000円 以上 257,000円 未満	39,400	0	38,300	0
D19	257,000円 以上 279,000円 未満	42,100	0	40,900	0
D20	279,000円 以上 301,000円 未満	44,800	0	43,500	0
D21	301,000円 以上 325,000円 未満	46,500	0	45,200	0
D22	325,000円 以上 349,000円 未満	48,200	0	46,900	0
D23	349,000円 以上 373,000円 未満	49,900	0	48,600	0
D24	373,000円 以上 397,000円 未満	51,600	0	50,200	0
D25	397,000円 以上 423,000円 未満	53,600	0	52,200	0
D26	423,000円 以上 449,000円 未満	55,600	0	54,100	0
D27	449,000円 以上	57,600	0	56,100	0

※ 0～2歳児クラスの保育料（食材料費込み）になります。

3～5歳児クラスの保育料は無償です（ただし、食材料費や延長保育料などは別途発生します）。

### 備考

- この表における年齢区分の適用に当たっては、子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする。
- この表において市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯において、次に掲げる各号のいずれかに該当する世帯については、同階層の（ ）内に掲げる基準額を適用する。
  - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現こ児童を扶養している者の属する世帯
  - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
  - 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
  - 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯
- この表において教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する特定被保護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被保護者等をいう。）のうち最年長の者（以下この項において「第1子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは、この表に掲げる第1子の金額、第1子を除く最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは、この表に掲げる第2子以降の金額とする。
- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額とする。ただし、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定を適用しないものとする。
- この表において、保護者等が市民税の賦加期日現在、指定都市の区域内に住所を有するときは、これらの者を指定都市区域内に住所を有するものとみなして、利用者負担額に係る市民税所得割額を算定するものとする。この場合において当該所得割額の算定に当たり、指定都市において算出した市民税所得割額に8分の6を乗じた額をもとに利用者負担額を決定することができる。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

## (参考) 保育料の算定方法(清瀬市民の場合)

(1) 毎年5月から6月ごろに届く、下記の通知書をお手元にご用意ください。

### ① 会社員の方 (特別徴収で市都民税を納めている方)

→ 会社から渡される「給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定通知書 (納税義務者用)」をご用意ください。

$$\text{市民税所得割額} = (A) - (B) + \text{調整控除以外の税額控除額}^{\ast}$$

市民税	税額控除前所得割額④	(A)
	税額控除額⑤	(B)
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	

※「調整控除以外の税額控除額」とは

- ・寄附金税額控除額
- ・配当所得割控除額
- ・外国税額控除額
- ・住宅借入金等特別税額控除額
- ・配当控除額・株式等譲渡所得控除額控除額

※「調整控除以外」の控除の該当があると、この「摘要」欄に記載されている場合があります。

(給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定通知書 (納税義務者用))

### ② 自営業等の方 (普通徴収で市都民税を納めている方)

→ 清瀬市より送付される「市民税・都民税税額決定通知書」をご用意ください。

$$\text{市民税所得割額} = (C) - (D)$$

	市民税
税額控除前所得割額	(C)
調整控除	(D)
配当控除	
住宅借入金等特別税額控除	
寄附金税額控除	
外国税額控除	
税額調整額	
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	

(市民税・都民税税額決定通知書 (課税3枚目))

(2) 保護者ごとの市民税所得割額を合算し、前ページの「令和6年度清瀬市利用者負担額基準額表」にあてはめてください。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



## 15 延長保育とその費用について

- 保護者の勤務時間、通勤時間などにより利用可能な時間帯以降に保護者が保育にあたることができないお子様を対象として、保護者の勤務時間や通勤時間等の事情に応じて、通常保育の預かり時間前後に延長保育を実施しています。

	公立保育園	私立保育園
実施時間	保育標準時間 18:00 ~ 19:00	それぞれ、施設によって異なるため、 「23 認可保育施設一覧 (P.34~)」 をご確認ください。
	保育短時間* 7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 18:00	
	*保育短時間で延長保育を利用している場合、利用可能な時間は原則1日最大90分となります。	
申込み方法	入園決定後、延長保育申込書を直接保育園にご提出ください。	
免除要件等	令和6年度清瀬市利用者負担額基準額表 (P.20)のA階層及びB階層に該当する場合、申請により免除できます。	
料金	下表をご参照ください。	

(参考) 公立保育園の場合の延長保育料

	7:00 ~ 8:30	16:30 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	(月の上限額)
保育標準時間	-	-	500円/日	2,500円/月
保育短時間	250円/30分	250円/30分	-	3,700円/月

## 16 食材料費について

- 3~5歳児クラスまでのお子様につきましては、保育園で提供する給食に係る食材料費をお支払いいただけます。  
(0~2歳児クラスまでのお子様につきましては、保育料に含まれていますので、別途お支払いの必要はございません)
- 納入金額・納入方法・納入期限等は園によって異なりますので、各園にお問合せください。  
(「23 認可保育施設一覧 (P.34~)」をご確認ください)

(参考) 公立保育園の場合の食材料費

主食費	副食費	計
700円/月	4,500円/月	5,200円/月

### 食材料費の免除について

下記①②のいずれかに該当する場合は食材料費が免除となります。

なお、免除の上限は主食費が3,000円まで、副食費が4,700円までとなり、それ以上は実費払いとなります。

- ① 利用者負担額基準額表における階層が **D7階層**までの世帯 (P.20の備考2に該当する場合は **D9階層**まで)
- ② **第3子以降**のお子様  
→ 「世帯の**小学校就学前のお子様のみ**で数えて、第3子以降」となります。

\*保育料の減免に同じく、申請が必要となる場合があります。

詳しくは「14 保育料 (利用者負担額) について (P.19)」をご参照ください。



清瀬市トップページ  
 ⇒ 「子育て」  
 ⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」  
 ⇒ 「保育園」  
 ⇒ 「保育料の決定と納入方法」

こちらに掲載されているものは、清瀬市ウェブサイトでも「保育料の決定と納入方法」のページに掲載しておりますので、そちらもご確認ください。

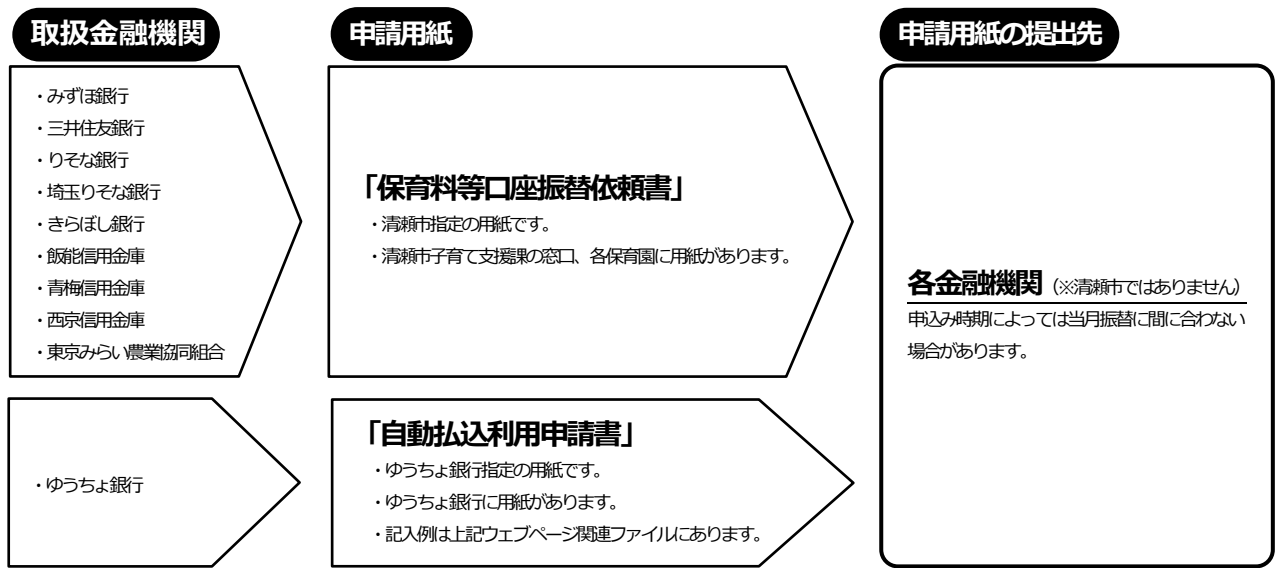
# 17 保育料等のお支払い方法について

- 原則として、**口座振替**による納入をお願いします。  
 また、保育施設によって納入期限・納入方法が異なりますのでご注意ください。

## (保育料)

	認可保育所	認定こども園・地域型保育施設
納入期限	原則、当月の末日 (土日祝日の場合は金融機関の翌営業日、12月分は25日前後です)	
納入方法	<p>① <b>口座振替</b> 公立園のみ、延長保育料、食料費も振替対象となります。          最初に登録手続きが必要となります(下記参照)。          なお、残金不足等により振替日に振替できなかった場合、納付書を送付します。</p> <p>② <b>納付書</b> 以下の場合に、保育園を通じて送付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 口座振替の登録が済んでいない方</li> <li>● 残金不足等により引き落としが出来なかった方</li> </ul>	<p><b>直接、施設にお支払いとなります。</b>          (お支払い方法等については、各施設にお問合せください)</p>

口座振替を登録される場合、下記のとおり、取扱金融機関によって申請用紙が異なりますのでご注意ください。



## 注意事項

- クラスは通年制ですので、お様が誕生日を迎えても年度内に保育料の年齢区分が変わることはありません。
- 利用者負担額(保育料)は1か月単位ですので、月の初日に保育施設に在園している場合は、1か月分の利用者負担額(保育料)がかかるため、月の途中で退園しても日割りにはなりません。
- 長期欠席期間中でも保育料はかかります。
- 市内の私立保育園に在園の場合、保育料は青瀬市で、延長保育や給食などの実費は各保育園で徴収となります。それぞれ別々のお支払先・お支払方法となるためご注意ください。
- 未申告等により保育料決定に必要な税情報の確認できない場合には、最高階層(D27)で決定する場合があります。

## 滞納された場合

- 正当な理由なく滞納が続いたときは、法令の規定により滞納処分を受けます。
- 保育料等に滞納のある世帯については、兄弟姉妹の入園申込み時に選考指数から減点を行います。

1章 入園するまで  
 2章 在園中の手続き  
 3章 保育料  
 4章 よくある質問  
 (参考資料)



清瀬市トップページ  
 ⇒ 「よくある質問」  
 ⇒ 「子育て・教育」  
 ⇒ 「子育て（未学児）」  
 ⇒ 「認可保育所」

# 18 よくある質問

こちらは掲載されているものは、清瀬市ウェブサイトでも「よくある質問」のページに掲載しておりますので、そちらもご確認ください

1章	入園するまで
2章	在園中の手続き
3章	保育料
4章	よくある質問 (参考資料)

## P.25 申込み前

- Q1 申込み時点で仕事をしていないと、保育園等の申込みはできないのですか？
- Q2 出産事由での入園を希望しています。入園後に就労することを考えていますが、引き続き在籍することは可能ですか？
- Q3 育児休業の延長のために保育園の申込みをする場合には、どのように申込みばよいですか？
- Q4 「求職要件」で入園し、入園月に就労を開始しました。就労時間・日数は標準時間に該当しますが、書類を提出すれば、就労を開始した月から標準時間に変更できますか？

## P.26

- Q5 「求職要件」で入園しましたが、3か月以内に就労を開始することができない可能性があります。一度退園になるようですが、再度「求職要件」で申込みはできますか？
- Q6 希望する保育園の空き情報を確認したところ、空き状況（欠員数）が0のようでしたが、それでも申請はできますか？
- Q7 各保育園の倍率と入園選考時の自分の指数と順位を知りたいのですが。
- Q8 指数はだいたいいくつくらいあれば入園できますか？
- Q9 保育園の入園申込みは先着順ですか？待機児童としての期間は考慮されますか？
- Q10 保育園の希望順位は入園選考結果に関係しますか？

## P.27

### 申込み後

- Q11 空き枠が多い園を第1希望にした方が入園に有利となりますか？また、申込みが早い方が有利となりますか？

### 在園中

- Q12 内定通知が届きましたが、諸事情により辞退したいのですが。
- Q13 「就労要件」で入園したものの、家庭の事情により入園後まもなく会社を辞めることとなりましたが、いつまで在籍が可能ですか？
- Q14 紙おむつなどの荷物を極力減らしたいのですが、利用できるサービスはありますか？
- Q15 土曜日に保育園を利用したいのですが。

## P.28

### その他

- Q16 現在在園している保育園から清瀬市内の別の園へと転園を考えています。手続きはどのようにすればよいでしょうか？
- Q17 現在、上の子が保育園に在園していて、下の子を8月に出産予定です。その場合、上の子はすぐに退園しなければならないのでしょうか？
- Q18 認定証が届きましたが、保育施設を利用できるということですか？
- Q19 現在、子どもは幼稚園に通っているのですが、夏休みや土曜日などに保育園の一時預かりを利用することは可能でしょうか？

## 申込み時点で仕事をしていないと、保育園等の申込みはできないのですか？

Q1

- 仕事を探すために「**求職**」事由での申込みが可能です。ただし、点数は15点となります。また、就労先が内定しているという方は「**内定**」としての申込みとなります。
- 「**求職**」事由で入園決定となった場合は、3か月間の期限付きの入園となりますので、**入園後3か月以内に就労を開始してください。**  
新しい就労先の「就労証明書」を清瀬市に提出されれば、審査の上で、3か経過以降も引き続き在籍することが可能になります。  
※ 入園した月の翌々月の10日まで（10日が土・日・祝の場合は、直前の開庁日）に「就労証明書」をご提出いただけない場合は、入園した月の翌々月末をもって退園となります。
- 「**内定**」で申込みされる場合は、「勤務予定先の就労証明書」もしくは「内定証明書」（就労日数、就労時間が分かるもの）を提出してください。

A1

## 出産事由での入園を希望しています。

### 入園後に就労することを考えていますが、引き続き在籍することは可能ですか？

Q2

- 出産事由で入園された場合には、**当初の保育期間（出産予定月とその前後2か月）終了後に必ず退園となり、就労を開始しても引き続き在園することはできません。**  
※ 再入園を希望する場合は、改めて別の要件での入園申込みが必要になります。

A2

## 育児休業の延長のために保育園の申込みをする場合には、どのように申込みればよいですか？

Q3

- 保育園等の入園申込みは、入園するつもりが無いのであれば申込みはできませんので、記入した園に入園することを前提に受付いたします。  
なお、保育園に入園内定が決まった後に内定を辞退された場合、**辞退した入園月から6か月間は、▲5点の保育調整指数で選考します**ので、ご注意ください。  
※ 育児休業の延長の方法については、勤務先またはハローワークにご相談ください。

A3

## 「求職要件」で入園し、入園月に就労を開始しました。

### 就労時間・日数は標準時間に該当しますが、書類を提出すれば、就労を開始した月から標準時間に変更できますか？

Q4

- 就労を開始し、短時間から標準時間に変更したい場合には、①**家庭状況変更届**、②**就労証明書**の提出が必要になります。
- **毎月、20日までに提出があった場合に翌月からの切り替えとなります。**  
そのため、入園月の20日までに①と②を提出していただくと入園月は短時間、翌月から標準時間となります。  
※ 20日以降に提出された場合、翌々月からの切り替えとなります。

A4

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

「求職要件」で入園しましたが、3か月以内に就労を開始することができない可能性があります。

一度退園になるようですが、再度「求職要件」で申込みはできますか？

Q5

- 求職中での申込みは年度内に2回までとさせていただきます。  
ただし、一度退園となり再選考になりますので、確実に再入園ができるとは限りません。

A5

希望する保育園の空き情報を確認したところ、空き状況（欠員数）が0のようでしたが、それでも申請はできますか？

Q6

- 申請できます。  
毎月、月末に各園の翌月1日時点の空き情報を以下のウェブページに掲載しておりますが、それから入園選考までの期間に退園・転園などの理由で急遽空きができる場合もありますので、希望順にご記入ください。



清瀬市トップページ  
⇒ 「子育て」  
⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」  
⇒ 「保育園」

A6

各保育園の倍率と入園選考時の自分の指数と順位を知りたいのですが。

Q7

- 保育園ごとの倍率を算出していません。
- 入園選考時の指数と順位についてもお答えできません。

A7

指数はだいたいいくつくらいあれば入園できますか？

Q8

- 入園選考では、申込みされた方それぞれの提出書類等をもとにあらかじめ指数化しておき、その上で指数の合計値が大きい方から順に入園先を決めていきます。ですので、入園選考ごとに異なり、決まった値もありません。

A8

保育園の入園申込みは先着順ですか？  
待機児童としての期間は考慮されますか？

Q9

- 先着順ではなく、「24 清瀬市保育園 入園選考基準 (P.46~P.47)」による**指数で決定します**。  
待機児童として登録されていた期間についても指数に反映されないため利用調整に影響しません。

A9

保育園の希望順位は入園選考結果に関係しますか？

Q10

- 「24 清瀬市保育園 入園選考基準 (P.46~P.47)」による指数の高い順に希望の保育園に内定します。**希望順位より指数を優先する**ため、第1希望だけで先に選考をするわけではありませんのでご注意ください。  
そのため、入りたい順に第6希望まで記入すると、複数の保育園に入れる場合において希望順位の高い園に内定します。  
また、希望園に第1希望だけを記入しても、優先されることはありません。

A10

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

空き枠が多い園を第1希望にした方が入園に有利となりますか？  
また、申込みが早い方が有利となりますか？

Q11

- 入園選考は、申込みされた方それぞれの提出書類等をもとにあらかじめ指数化しておき、その上で指数の合計値が大きい方から順に、第1希望園に空き枠があれば第1希望園に、空き枠がなければ第2希望園に……という順序で入園先を決めていきます。  
そのため指数の大小が重要であり、**希望順位によって有利に働くことはありません。**  
また、**申込み受付の日付によっての優劣はありません。**  
ただし、**締切直前の提出ですと、書類不備等があった場合は2次選考（毎月を選考の場合、翌月選考）となることもありますので、十分に注意してください。**

A11

内定通知が届きましたが、諸事情により辞退したいのですが。

Q12

- **速やかに子育て支援課まで保育園入園内定取下げ申請書の記入にお越しいただくか、ウェブページより電子申請をお願いいたします。**
- 利用開始日以降に提出された場合は、登園の有無にかかわらず月単位で保育料等がかかります。  
また、6か月以内に入園申込みをされた際に**▲5の指数調整が入りますので、ご注意ください。**

A12

「就労要件」で入園したものの、家庭の事情により入園後まもなく会社を辞めることとなりましたが、いつまで在籍が可能ですか？

Q13

- 会社を辞めた場合、入園選考時に算定した指数と乖離することが予想されます。  
そこで清瀬市では、入園後から3か月以内の離職・転職をできる限り行わないようお願いしているところであり、その事実が確認された場合には、入園内定等及び決定は無効となり、現時点での指数を再算定し、再選考を行います。

A13

紙おむつなどの荷物を極力減らしたいのですが、利用できるサービスはありますか？

Q14

- 公立保育園全園と一部の私立保育園で紙おむつとお尻ふきの定額サービス「**手ぶら登園**」を導入しています。ご利用いただくことで保護者の方の負担も軽減されるほか、保育士もより多くの時間をお子様と向き合う時間に割くことができます。
- その他の持ち物についても、新たなサービスの導入に向けて準備中です。

A14

土曜日に保育園を利用したいのですが。

Q15

- 土曜保育の利用に関しては各園で運用・基準を定めているため、直接保育園にお問合せください。

A15



清瀬市トップページ  
⇒ 「申請書ダウンロード」  
⇒ 「子育て・教育関係の申請書」  
⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

現在在園している保育園から清瀬市内の別の園へと転園を考えています。  
手続きはどのようにすればよいでしょうか？

Q16

- 「**保育園等変更申込書（移行願い用）**」を提出していただく必要があります。  
清瀬市子育て支援課まで取りにお越しいただくか、以下のウェブページでダウンロードもしくは電子申請していただき、**毎月10日（土日祝の場合は直前の開庁日）**までに提出していただく、翌月からの選考の対象になります。
  - ※ 有効期間は6か月間となります（10月以降の場合は翌年3月まで）。  
翌年度4月以降も転園を希望される場合には、4月入園申込みの期間に再度申請を行ってください。
  - ※ **有効期限が切れる時期にお知らせなどは行っておりません**ので申込みの際に有効期限を控えていただくようお願いします。
- **内定が出た場合には、元の園には戻ることができないため、転園の希望がなくなった場合には、申請の取下をしていただきますようお願いいたします。**



清瀬市トップページ  
⇒ 「申請書ダウンロード」  
⇒ 「子育て・教育関係の申請書」  
⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

A16

現在、上の子が保育園に在園していて、下の子を8月に出産予定です。  
その場合、上の子はすぐに退園しなければならないのでしょうか？

Q17

- 出産予定月の前後2か月（例：8月が出産予定日の場合、6月1日～10月31日まで）の在園を認めています。その後、①育児・介護休業法に基づく育児休業を取得し、②在園の保育園に継続して在籍する場合に、下の子が満1歳を迎える年度の年度末（3月末日）まで、上の子の在籍を認めています。
  - ※ 育児・介護休業法に基づく育児休業を取得できない職種の場合でも、**みなし育休特例**として、在園の保育園に継続して在籍する場合に、下の子が満1歳を迎える年度の年度末（3月末日）まで上の子の在籍を認めています。  
詳しくは「12 出産・育児休業を取得するとき（P.18）」をご確認ください。

A17

認定証が届きましたが、保育施設を利用できるということですか？

Q18

- 認定証は「**保育の必要性（必要量）**」を認定したものであるため、**それだけで保育施設が利用できるわけではありません。**  
利用調整（入園選考）を経て利用決定となった場合に、利用できるようになります。
  - ※ 入園が決まると、清瀬市から「**入園承諾書**」を送付します。

A18

現在、子どもは幼稚園に通っているのですが、夏休みや土曜日などに保育園の一時預かりを利用することは可能でしょうか？

Q19

- **可能です。**  
ただし、幼稚園に在園している場合には、預かり保育の無償化は幼稚園で行われる預かり保育のみ対象となるので**利用に応じた実費額をお支払いいただくこととなります。**

A19

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



清瀬市トップページ  
 ⇒ 「子育て」  
 ⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」  
 ⇒ 「保育園」  
 ⇒ 「保育園で一時預かり」

# 19

## 一時預かりの利用について

こちらに掲載されているものは、清瀬市ウェブサイトでも「保育園で一時預かり」のページに掲載しておりますので、そちらもご確認ください。

保育園で一時的にお子様をお預かりする制度です。

お申し込みの理由はどのようなものでも構いません。

清瀬市では、大きく **2つ** に分類されます (①は清瀬市内在住者のみがお利用の対象となります)。

### ① 清瀬市内認可保育園の空き定員枠で実施する一時預かり (余裕活用型)

	公立保育園	私立保育園
実施保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1保育園</li> <li>第3保育園</li> <li>第7保育園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清瀬駅前保育園</li> <li>清瀬上宮保育園</li> <li>中清戸保育園</li> <li>のしお一丁目保育園</li> <li>メリーポピンス清瀬ルーム</li> <li>メリーポピンス松山ルーム</li> <li>ピッコロルーム</li> <li>あいあいちびっこルーム</li> </ul>
利用料	1,000 円/日	
利用時間	8時30分~17時00分 (平日のみ)	
申込み方法	上記ウェブページより <b>電子申請</b> (月末開庁日前日の午前10時より申込み可能)	
備考	利用の前に別途面談が必要となります。 面談の際は <b>母子手帳</b> と <b>生活環境調査表</b> を 記入し持参してください。	

施設によって異なるため、それぞれの実施施設へ直接お問合せください (「23 認可保育施設一覧 (P.34~)」をご確認ください)。

### ② 専用の部屋で実施する一時預かり (一般型)

●きよせ保育園、すみれ保育園、清瀬どろんこ保育園、中里どろんこ保育園、きよせ幼稚園の5園で行っております。  
 お申込みや料金等については、それぞれの実施施設へ直接お問合せください。

	きよせ保育園 (042-491-1301)	すみれ保育園 (042-493-0509)	清瀬どろんこ保育園 (042-494-8166)	中里どろんこ保育園 (042-497-8718)	きよせ幼稚園 (042-492-5213)
利用時間	8:30~17:00 (1日) 8:30~12:30 (半日)	8:30~17:00 (1日) 8:30~12:30 (半日) 12:30~17:00 (半日)	7:00~20:00	7:00~20:00	9:00~14:00
休園日	土日祝日・年末年始 その他園で定める日	日祝日・年末年始 その他園で定める日	日祝日・年末年始 その他園で定める日	日祝日・年末年始 その他園で定める日	土日祝日・年末年始 その他園で定める日

1章 入園するまで  
 2章 在園中の手続き  
 3章 保育料  
 4章 よくある質問 (参考資料)



## 病児保育



清瀬市トップページ >>  
 ⇒ 「子育て」  
 ⇒ 「子どもをあずける・子育て施設」  
 ⇒ 「未就学児をあずける」

病気や怪我のため安静を必要とし、保育園や幼稚園、小学校に通えないお子様をお預かりいたします。  
 利用には、**事前登録が必要**です。

- 実施場所
- 定員
- 対象
- 利用時間
- 休業日
- 利用料

## 武蔵野総合クリニック 「病児保育室 チルチルミチル」

3名

生後2か月 から 小学4年生 までの病児

月～土 9時00分～17時00分(18時まで延長可能)

武蔵野総合クリニックの臨時休業日

	(内 訳)	(市内在住の方)	(市外在住の方)
・ 登録料		なし	4,000 円
・ 1時間 (5時間以上は1日料金)		500 円	1,200 円
・ 1日 (5時間以上17時00分まで)		2,500 円	6,000 円
・ 延長料 (30分につき)		300 円	800 円
・ 更新料 (年度毎、2人目以降1,000円)		2,000 円	2,000 円

※詳しくは、**チルチルミチル ( 090-9809-4150 )** にお問合せください。

## 1章

入園するまで

## 2章

在園中の手続き

## 3章

保育料

## 4章

よくある質問

(参考資料)

## 病後児保育



清瀬市トップページ >>  
 ⇒ 「子育て」  
 ⇒ 「子どもをあずける・子育て施設」  
 ⇒ 「未就学児をあずける」

病気の回復期で集団生活復帰への心配がある、あと数日どこかで見てほしい等のお子様を、専用のお部屋でお預かりいたします。  
 利用には、**事前登録が必要**です。

- 実施場所
- 定員
- 対象
- 利用時間
- 利用料

## きよせ保育園 「病後児保育室 ひまわり」

最大4名/1日あたり (お受けするお子様の年齢や症状に応じてその日の受入れを制限する場合があります)

市内在住の 満1歳 から 小学3年生 まで (市内在勤者の場合は要相談)

月～金 8時30分～17時30分

(内 訳) ※食事代を含む

・ 1日	4,000 円
・ 半日 (8時30分～12時30分)	2,000 円

※詳しくは、**きよせ保育園 ( 042-491-1301 )** にお問合せください。

お問合せ等は、**各施設へ直接**お願いいたします。

## 認証保育所

### 清瀬プチ・クレイシュ

清瀬市松山2-2-5 ライオンズマンション清瀬駅前通り1F  
042-493-3228  
株式会社 こどもの森グループ

## 企業主導型保育所

### 保育室あおいとり

清瀬市元町1-8-31  
080-9813-2803  
医療法人社団 順洋会 武蔵野総合クリニック

## 市内民間保育施設

NPO 法人  
ウイズアイ

### 子育て支援の家 あいあい

清瀬市梅園2-2-29 ラベ梅園1F  
042-452-9765

### 子育て支援の家 ひまわり

清瀬市下清戸1-212-4 (コミュニティプラザひまわり内)  
042-497-9567

### 子育て支援の家 どんぐりルーム

清瀬市下宿2-524-1 (下宿地域市民センター内)  
042-452-9765

NPO 法人  
子育てネット  
ワーク・ピッコロ

### ファミリー・サポートきよせ (一時預かり、病児・病後児保育、お泊り保育)

清瀬市元町2-18-10 1F  
042-492-1139

### ピッコロ (24時間対応一時預かり)

清瀬市元町2-18-10 1F  
090-8304-1076

### インターナショナル キャタピラーキッズ

清瀬市松山1-16-5  
080-2555-4692

## 私立幼稚園

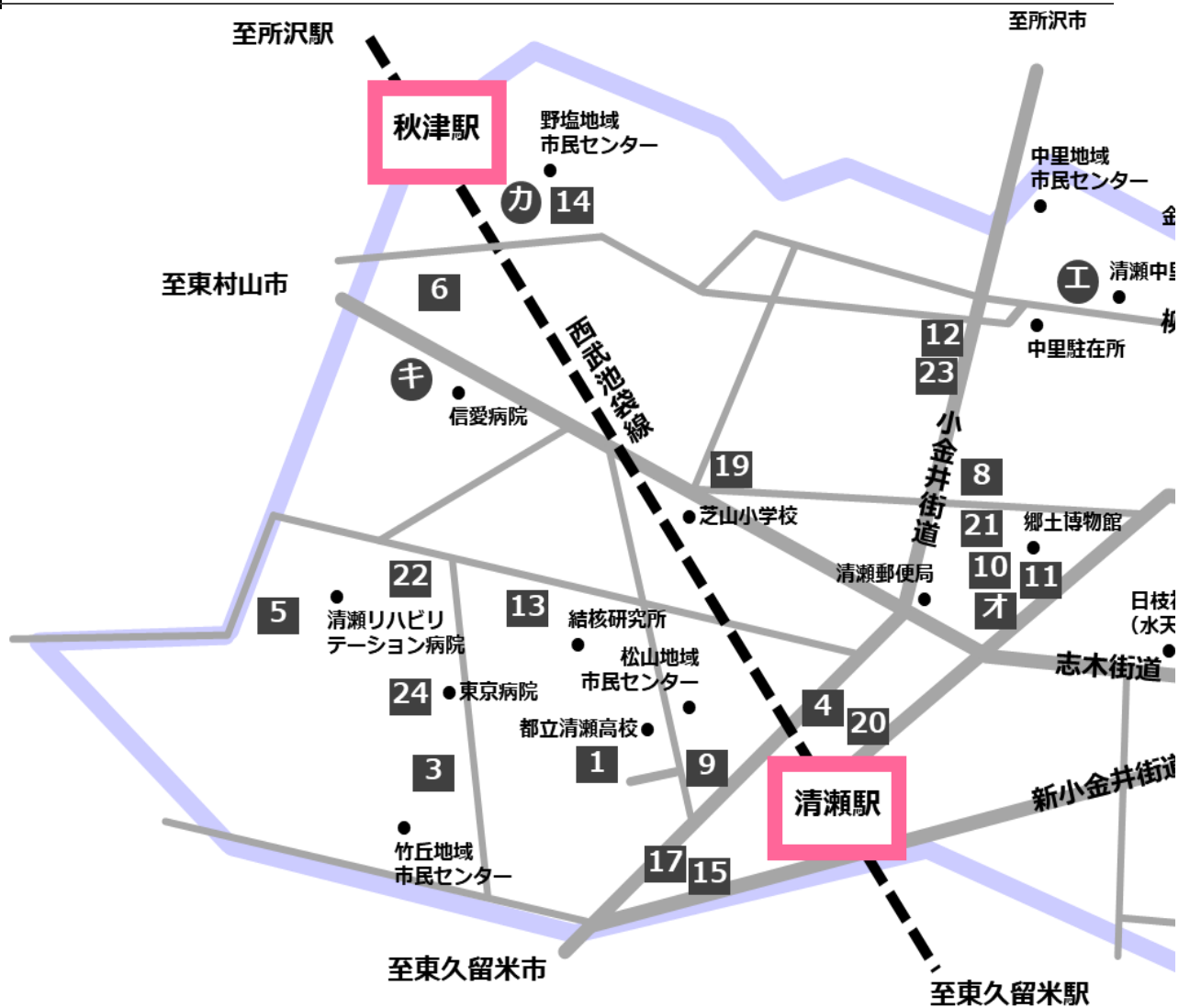


清瀬市トップページ

⇒ 「子育て」  
⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」  
⇒ 「幼稚園」

幼稚園または認定こども園については、補助金の対象になる場合がございます。詳細は上記のページをご参照ください。

幼稚園名	所在地	電話番号	通常の 教育時間	平日の 預かり保育時間
清瀬ひかり幼稚園	旭が丘2-5-3	042-491-2218	9:00~14:00	7:30~18:30
清瀬たから幼稚園	下清戸5-791-14	042-492-2222	9:00~14:00	7:30~18:30
清瀬ゆりかご幼稚園	中里5-561	042-491-1824	9:30~13:30	7:30~18:30
清瀬富士見幼稚園	中里4-1158-5	042-491-7603	9:00~14:00	7:30~18:00
きよせ幼稚園	上清戸2-5-43	042-492-5213	9:00~14:00	7:30~18:30
清瀬しらうめ幼稚園	野塩1-340	042-491-3197	9:00~14:00	7:30~18:30
東星学園幼稚園	梅園3-14-47	042-493-3241	9:00~14:00	8:00~19:00



## ●公立保育園

(名称)	(所在地)	(電話)
1 第1保育園	松山3-1-73	042-491-0152
2 第3保育園	旭が丘3-755-1	042-492-5600
3 第7保育園	竹丘1-15-11	042-492-4616

## ●私立保育園

(名称)	(所在地)	(電話)
4 清瀬駅前保育園	元町1-9-15	042-492-7400
5 清瀬上宮保育園	竹丘3-8-1	042-492-4015
6 のしお保育園	野塩5-249	042-493-4550
7 中清戸保育園	下清戸1-21-3	042-494-1772
8 すみれ保育園	中里3-1731-8	042-493-0509
9 すみれ保育園分園	松山2-2-15 清瀬パルク	042-495-4145
10 きよせ保育園	上清戸2-5-40	042-491-1301
11 きよせ保育園分園	上清戸2-6-6	042-497-3047
12 せせらぎ保育園	中里1-1704	042-497-9777
13 清瀬どろんこ保育園	松山3-1-24	042-494-8166
14 のしお一丁目保育園	野塩1-322-1	042-492-1411
15 メリーポピンズ清瀬ルーム	松山1-40-2	042-497-1692
16 中里どろんこ保育園	中里6-23-1	042-497-8718
17 メリーポピンズ松山ルーム	松山1-40-24	042-497-2181

## 1章

入園するまで

## 2章

在園中の手続き

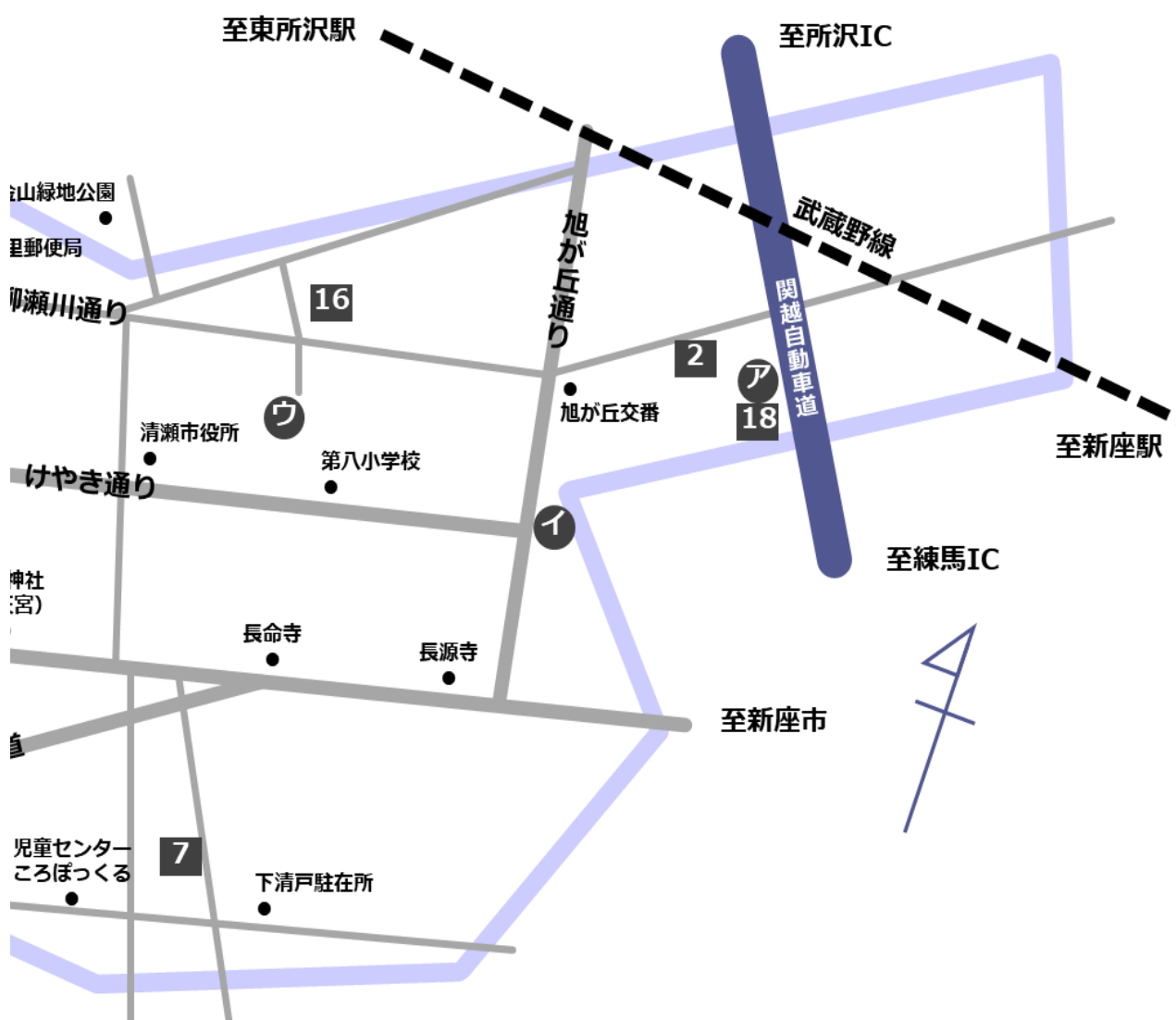
## 3章

保育料

## 4章

よくある質問

(参考資料)



●小規模保育施設・事業所内保育施設（地域型保育施設）

(名称)	(所在地)	(電話)
19 ピッコロルーム	元町2-18-10 1F	042-497-1234
20 ゆりかごファーストスクール	元町1-8-35 アマルフィ2F	042-496-0330
21 ちゃいんど保育園	上清戸2-5-36	042-496-7788
22 あいあいちびっこルーム	竹丘3-2-61	042-497-2308
23 ちあふるガーデン	中里1-1707-4	042-497-1237
24 なかよし保育園	竹丘3-1-1 東京病院内	042-491-3114

●認定こども園・私立幼稚園

(名称)	(所在地)	(電話)
㊦ 清瀬ひかり幼稚園	旭が丘2-5-3	042-491-2218
18 認定こども園ひかり		
㊧ 清瀬たから幼稚園	下清戸5-791-14	042-492-2222
㊨ 清瀬ゆりかご幼稚園	中里5-561	042-491-1824
㊩ 清瀬富士見幼稚園	中里4-1158-5	042-491-7603
㊪ きよせ幼稚園	上清戸2-5-43	042-492-5213
㊫ 清瀬しらうめ幼稚園	野塩1-340	042-491-3197
㊬ 東星学園幼稚園	梅園3-14-47	042-493-3241

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

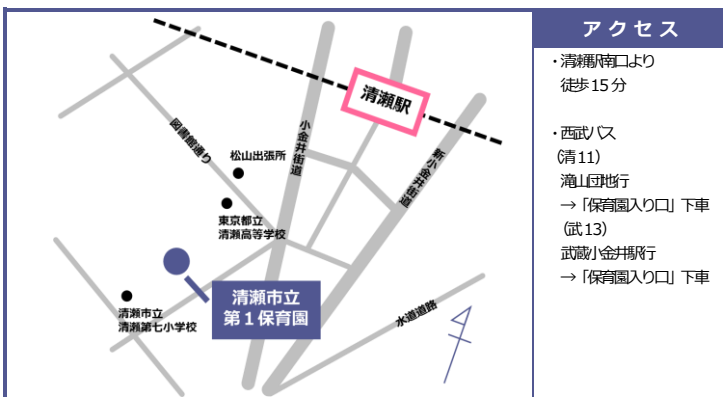
3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



アクセス

- ・清瀬南口より徒歩15分
- ・西武バス(清11) 滝山団地行 → 「保育園入り口」下車 (武13) 武蔵小金井揚行 → 「保育園入り口」下車

清瀬市立



第1保育園



所在地	松山3-1-73
TEL・FAX	042-491-0152 / 042-491-0207
開所時間	7:00~19:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	なし
アレルギー対応	あり

園の特徴・保育方針

清瀬市立保育園

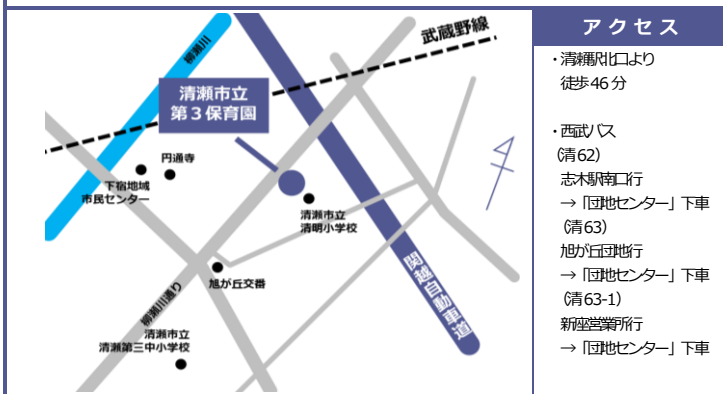
- 基本理念** 子どもひとりひとりを大切に、全ての人があたためた心で手をつなぐ保育園
- 保育方針** ●丈夫な身体と豊かな心を育てる ●家庭や地域との信頼を築き子育ての輪を広げる
- 保育目標** ●緑豊かな自然の中で遊びと育つ ●基本的な生活リズムを身につけ丈夫な身体と、豊かな心が育つ ●考える力、生きる力を養い友だちと仲良く遊べる ●保護者、地域の方々と繋がり合う子育て

清瀬市立第1保育園の保育

- ・緑豊かな広い園庭で、季節が感じられる草花や虫たちと触れ合いながら遊べる環境です。近くに公園が多くあり、広い林に隣接しています。
- ・幼児クラスを中心に異年齢の交流をしています。
- ・園庭で野菜を育てたり、近所の農家さんに協力をいただきながら種まきをしたり旬の野菜を収穫しています。
- ・伝統行事を大事にしながらかつ承しています。

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円
延長保育料	標準時間 ・18:00~19:00 500円/日(月上限2,500円) 短時間 ・7:00~8:30 250円/30分(月上限3,700円) ・16:30~18:00 250円/30分(月上限3,700円) ・最大90分まで利用可
その他	土曜保育の利用には申請が必要です。



アクセス

- ・清瀬南口より徒歩46分
- ・西武バス(清62) 志木駅南口行 → 「団地センター」下車 (清63) 旭が丘団地行 → 「団地センター」下車 (清63-1) 新築営業所行 → 「団地センター」下車

清瀬市立



第3保育園



所在地	旭が丘3-755-1
TEL・FAX	042-492-5600 / 042-492-5624
開所時間	7:00~19:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	あり

園の特徴・保育方針

清瀬市立保育園

- 基本理念** 子どもひとりひとりを大切に、全ての人があたためた心で手をつなぐ保育園
- 保育方針** ●丈夫な身体と豊かな心を育てる ●家庭や地域との信頼を築き子育ての輪を広げる
- 保育目標** ●緑豊かな自然の中で遊びと育つ ●基本的な生活リズムを身につけ丈夫な身体と、豊かな心が育つ ●考える力、生きる力を養い友だちと仲良く遊べる ●保護者、地域の方々と繋がり合う子育て

清瀬市立第3保育園の保育

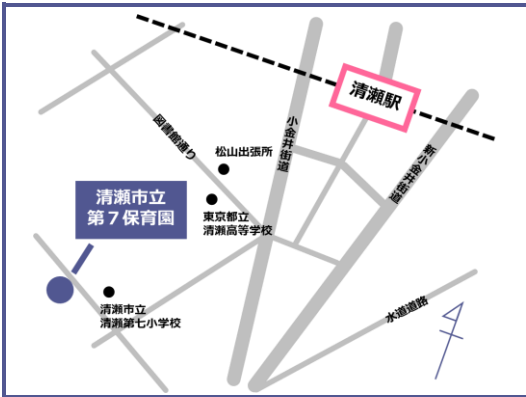
- ・日当たりのよい広い園庭で、季節を感じながら、草花、虫たちと触れ合いながら、異年齢交流もしています。
- ・近くにはたくさんの方の散歩コースがあり、園外活動を楽しんでいます。
- ・園庭では夏野菜を育てたり、秋に収穫できるように、さつまいもを育てています。

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円
延長保育料	標準時間 ・18:00~19:00 500円/日(月上限2,500円) 短時間 ・7:00~8:30 250円/30分(月上限3,700円) ・16:30~18:00 250円/30分(月上限3,700円) ・最大90分まで利用可
その他	土曜保育の利用には申請が必要です。



清瀬市トップページ  
⇒ 「子育て」  
⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」  
⇒ 「保育園」  
⇒ 「公立(全園)・私立(一部)保育園で「手ぶら登園」が利用可能です」



**アクセス**  
・清瀬駅南口  
より徒歩15分  
・西武バス(清11)  
滝山団地行  
→「シルバー人材センター入口」下車(武13)  
武蔵小金井駅行  
→「シルバー人材センター入口」下車

清瀬市立 **手ぶら登園** 第7保育園

所在地: 竹丘1-15-11  
TEL・FAX: 042-492-4616 / 042-492-4182  
開所時間: 7:00~19:00  
休園日: 日曜、祝祭日、年末年始  
受入月齢: 1歳児から  
駐車場: なし  
アレルギー対応: あり

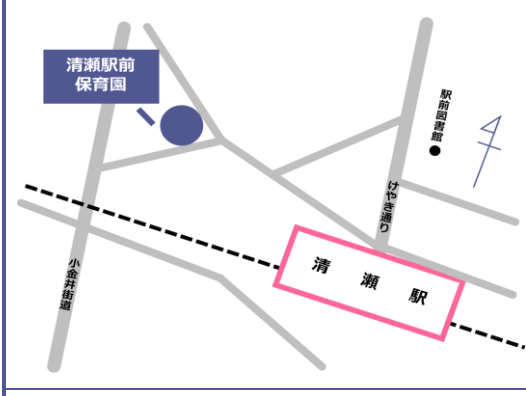
園の特徴・保育方針

**清瀬市立保育園**  
基本理念 子どものとりとを大切に、全ての人がかげがけい心で手をつなぐ保育園  
保育方針 ●丈夫な身体と豊かな心を育てる ●家庭や地域との信頼を築き育ての輪を広げる  
保育目標 ●緑豊かな自然の中でのびのびと育つ ●基本的な生活リズムを身につけ丈夫な身体と、豊かな心が育つ ●考える力、生きる力を養い、友だちと仲良く遊べる ●保護者、地域の方々と繋がり合う子育て

**清瀬市立第7保育園の保育**  
・保育園は、都営住宅の中にあり周辺には学校や福祉施設が多く、子ども達の声か元気に聞こえる地域です。  
・園庭には大きな桜の木をはじめ、いろいろな樹木が植えられ季節の移り変わりを感じながら生活しています。  
・近隣の大学や、農家さん、高齢者福祉施設との地域交流を幼児を中心にしています。  
・規模が小さいので家庭に近い雰囲気の中で子ども達の育ちを見守っています。  
・行事は幼児クラス中心に行いますが、乳児クラスも“参加したいところ”をみつけて園全体で楽しめる工夫を行っています。

**各種料金**

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円
延長保育料	標準時間 ・18:00~19:00 500円/日(月上限2,500円) 短時間 ・7:00~8:30 250円/30分(月上限3,700円) ・16:30~18:00 250円/30分(月上限3,700円) ・最大90分まで利用可
その他	土曜保育の利用には申請が必要です。



**アクセス**  
・清瀬駅北口より徒歩1分

社会福祉法人千曲会 **手ぶら登園** 清瀬駅前保育園

所在地: 元町1-9-15  
TEL・FAX: 042-492-7400 / 042-497-3750  
開所時間: 7:00~19:00  
休園日: 日曜、祝祭日、年末年始  
受入月齢: 生後56日経過後  
駐車場: あり  
アレルギー対応: 医師の指示による生活管理指導表をもとに対応

園の特徴・保育方針

★令和5年4月に保育園を移転し、乳児保育園から5歳児までの保育園に変わりました。  
 <<園目標>>  
 丈夫な身体と豊かな人間性を育てる  
 <<保育目標>>  
 ☆心身ともに健康で過ごす  
 ☆身体を動かして元気に遊ぶ  
 ☆年齢に合った生活習慣を身につける  
 ☆優しさや思いやりを持つ  
 ☆共感力と自己肯定感を高める  
 <<園の特色>>  
 ☆駅から徒歩1分という運動に便利な立地  
 ☆外部講師による わらべうた絵本の読み聞かせ(月1回)  
 ☆安田式遊具を導入して年3回外部講師を招き、楽しく体を動かし、怪我をしにくい身体作りの指導を受けています。0歳ベビーマッサージ、赤ちゃん体操、1~5歳児クラスはマット、平均台、鉄棒等で楽しく運動遊びを積極的に行います。  
 ☆園外保育(いも掘り、とうもろこし狩り、ぶどう狩り、遠足 など)

**各種料金**

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円
延長保育料	標準時間 ・18:00~19:00 500円/日(月上限5,000円) 短時間 ・7:00~8:30 250円/30分 ・16:30~18:00 250円/30分 ・18:00~19:00 500円/日(月上限5,000円)
その他	なし

1章 入園するまで  
2章 在園中の手続き  
3章 保育料  
4章 よくある質問 (参考資料)



**アクセス**

- ・清瀬南口より徒歩20分
- ・西武バス(久11) 久米川駅北口行 → 「上宮」下車 (所46) 所が馬東口行 → 「上宮」下車

社会福祉法人上宮会

**清瀬上宮保育園**



所在地	竹丘3-8-1
TEL・FAX	042-492-4015 / 042-497-2451
開所時間	7:00~19:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	代替食 除去食 (医師の指示書が必要です。)

\*\*\*\*\*

**園の特徴・保育方針**

\*\*\*\*\*

《清瀬上宮保育園の保育》

【保育理念】

「健康で仲間と活潑にあそび合える子ども」という理念のもと、子ども一人ひとりを大切に、安心した信頼関係の中で生き生きと、自分らしく成長していけるよう、保護と教育を一体とした保育を行います。

《園の基本的保育方針》

- ☆一人ひとりの子どもを大切に受容し、子どもが自主性を持って生き生きと過ごせる環境を作ります。
- ☆健やかな成長を願い、一人ひとりの発達過程をふまえた保育を行います。
- ☆四季折々の自然に親しむ中で、五感を刺激し、戸外で遊ぶ気持ち良さや楽しさを伝えます。
- ☆集団生活を通して、社会性や協調性を養い、人を思いやり大切に思う心を育てます。
- ☆近隣施設や学校、地域の方々と触れ合い、連携を通じて「静かな」子どもを育てます。
- ☆保護者や地域の親子を支援し、「子育て」の拠点としての役割を充実させます。
- ☆和食中心の給食や畑の取り組み・調理保育を通じて食育を行います。
- ☆フランスの良い身体発達を目指し、体育指導員を招いて「体育遊び」を行っています。
- ☆室内ではじっくりと遊べるよう「コーナー遊び」を工夫し、落ち着いた環境を整えています。
- ☆布おむつ、体拭きタオル、食器用スタック、お手拭きは園で用意いたしますので、ご持参不要です。

**各種料金**

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円
延長保育料	標準時間 ・18:00~19:00 500円/日 (月上限5,000円) 短時間 ・8時間以上8時間30分未満の利用 250円/日 ・8時間30分以上の利用 500円/日
その他	なし



**アクセス**

- ・秋葉南口より徒歩6分
- ・新秋葉駅より徒歩11分

社会福祉法人のゆり会

**のしお保育園**



所在地	野塩5-249
TEL・FAX	042-493-4550 / 042-493-4533
開所時間	7:00~19:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	広相談
アレルギー対応	医師の指示書により、除去食・代替食に対応

\*\*\*\*\*

**園の特徴・保育方針**

\*\*\*\*\*

清瀬市の西の端っこ、秋葉から歩いて6分ほど。のんびり穏やかな保育園です。1981年に開園し、700名を超える卒業生を送り出してきました。子どもたちが安心して、のびのびと過ごすことができる、おうちのような園でありたいと思っています。

広い園庭では、季節を感じ、自然と触れ合い、思いきり体を動かします。スウェーデン製の大型遊具で「バランス感覚を養い、虫塚の名人にもなります。

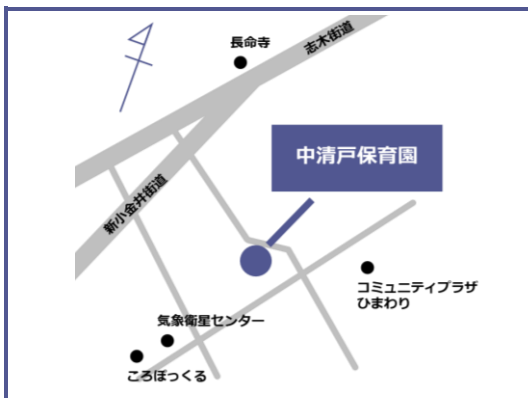
お娘がすいたらごはんです。旬の食材をふんだんに取り入れた食事作りには定評があり、本々雑誌にも何度も掲載されています。

毎日の登園の際の持ち物は、基本的にお預換えのみです。お昼寝用のお布団やおむつなど、園でご用意しており、ご家庭の負担はありません。おむつは、歩き始めるまでは布おむつ、歩きだしたら紙おむつを使用してトイレトレーニングを進めていきます。(昨年度から使用済おむつも園で処分するようになりました。)

職員の平均経験年数は18年。若手とベテランがバランス良く揃っています。自らの子育て経験を通して、保護者の方の立場もよく理解しつつ、保育のプロとして働いている人がたくさんいる保育園です。子どもたちと、大人たちと、ウサギ一羽と、みんなで仲良く生活しています。(月に2回お泊りも来ます。)

**各種料金**

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円 (ゆうちよ銀行口座より引落し)
延長保育料	標準時間 ・18:00~19:00 (0~1歳児) 40~180円/15分 ・18:00~19:00 (2歳児以上) 30~120円/15分 短時間 ・7:00~8:30 250円/30分 ・16:30~18:00 250円/30分 ・18:00~19:00 (0~1歳児) 40~180円/15分 ・18:00~19:00 (2歳児以上) 30~120円/15分
その他	なし



**アクセス**

- ・清瀬駅北口より徒歩20分
- ・西武バス(清61) 志木駅南口行き(清61-1) 新座営業所行き(清61-2) 中清戸東行き → 「グリーンタウン 清戸」下車

社会福祉法人千曲会

**中清戸保育園**

所在地: 下清戸 1-21-3

TEL・FAX: 042-494-1772 / 042-494-1872

開所時間: 7:00~19:00

休園日: 日曜、祝祭日、年末年始

受入月齢: 生後56日経過後

駐車場: あり

アレルギー対応: あり

\*\*\*\*\*

**園の特徴・保育方針**

\*\*\*\*\*

**基本方針**

- ☆安全を第一に考え、保護者の教育のもとに家庭保育の補完を行います。
- ☆健康安全で静穏の安定した生活ができる環境と、個性を発揮できることで健全な心身の発達を図ります。
- ☆豊かな人間性を育てます。
- ☆要望や意見の種別、分かりやすい用語で説明するなど公的施設としての社会的役割を果たします。
- ☆保育園は小さな子ども達の集いの場ですので、常に衛生面に配慮し感染症予防を心がけています。

**自立が思いやりを育む 縦割り保育**

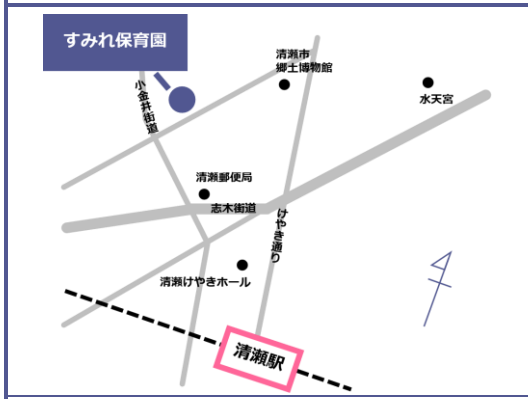
週一回3、4、5歳児の混合クラスをつくり、異年齢児とのかかわりの場を設けています。友だち関係が大きく広がり、自立心が思いやりの心が芽生え、互いに助け合うことの大切さを生活の中で実感します。

**季節の彩りを感じる 園外活動**

緑豊かな環境を存分に味わい、興味や関心を持ちながら自然の中で十分に身体を動かします。園外活動を通して交通ルールや社会的ルールを身につけながら、社会の一員としての自覚を育てています。

**各種料金**

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円
延長保育料	標準時間 ・18:00~19:00 500円/日(月上限5,000円)
その他	短時間 ・7:00~8:30 250円/30分(月上限3,700円) ・16:30~18:00 250円/30分(月上限3,700円) ・18:00~19:00 500円/日(月上限5,000円)
その他	土曜保育の利用には申請が必要です。



**アクセス**

- ・清瀬駅北口より徒歩15分
- ・西武バス(清66) 所馬駅東口行き → 「第四郡営住宅」下車

社会福祉法人清朗会

**すみれ保育園**

所在地: 中里 3-1731-8

TEL・FAX: 042-493-0509 / 042-493-5661

開所時間: 7:00~19:00

休園日: 日曜、祝祭日、年末年始

受入月齢: 生後56日経過後

駐車場: あり

アレルギー対応: 代替食・除去食で対応(医師の診断書必要)

\*\*\*\*\*

**園の特徴・保育方針**

\*\*\*\*\*

**保育目標**

- ☆元気な子ども 「精神的にも身体的にも生き生きとした子ども」
- ☆友だちとたくさん遊べる子ども 「遊びや言葉等が豊かで、友だちに思いやりがあり、社会性のある子ども」

**基本的保育方針**

- ☆利用者・地域住民の保育ニーズに積極的に応じることができる保育園
- ☆子育て家庭が、安心して子どもを預けられる保育園
- ☆保育制度・基準を基本に、保育条件の整備及び保育環境の充実
- ☆保育内容(遊戯と教育)を充実させ生活と遊びを基本に子ども達の主体を重んじ、自立思いやり、責任感と他児との関係を育てる保育
- ☆保育園を取り巻く環境を生かし、太陽と自然に触れ、情緒と表現力豊かな人間を育てる保育
- ☆友達との関わり=人間関係、社会との関わりを大切に保育
- ☆体を思いっきり動かし、健康で明るく生きる力をもった子どもを育てる保育
- ☆事故と怪我を防ぐ保育園の安全管理と、子ども達の命と安全を大切に保育
- ☆子ども達の健康と生命をまもる保健、衛生管理を大切に保育
- ☆日本人の食文化を大切に食育と、子どもの健康、安全、アレルギー食にも配慮した給食を通しての食育

**各種料金**

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円
延長保育料	標準時間 ・18:00~19:00 500円/日(月上限5,000円)
その他	短時間 ・7:00~18:00の中で8時間以上の利用 250円/30分 ・18:00~19:00 500円/日
その他	なし

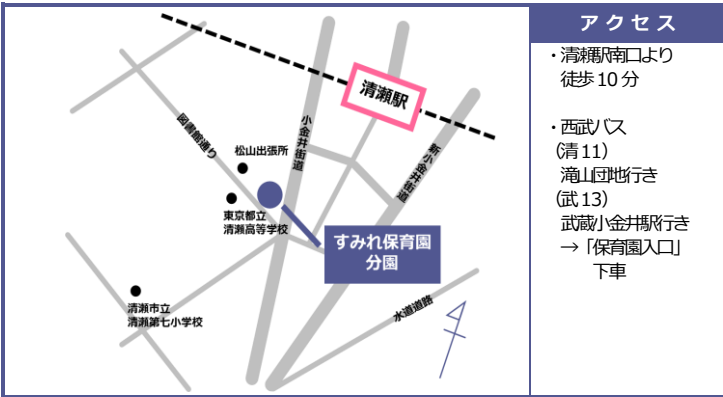
1章 入園するまで

2章 在園中の手続き

3章 保育料

4章 よくある質問 (参考資料)





**アクセス**

- ・清瀬南口より徒歩10分
- ・西武バス(清11) 滝山団地行き(武13) 武蔵小金井駅行き → 「保育園入口」下車

社会福祉法人清明会

**すみれ保育園分園**

所在地	松山2-2-15 清瀬シティハイム
TEL・FAX	042-495-4145 / 042-495-4145
開所時間	7:00~19:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	なし
アレルギー対応	代替食・除去食に対応(医師の診断書必要)

**園の特徴・保育方針**

※保育目標※

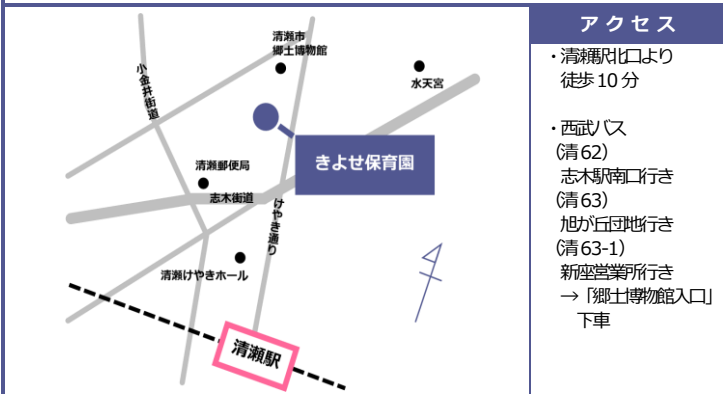
- ☆元気な子ども  
「精神的にも身体的にも生き生きとした子ども」
- ☆友だちとたくさん遊べる子ども  
「遊びや言葉等が豊かで、友だちに思いやりがあり、社会性のある子ども」

※基本的保育方針※

- ☆利用者・地域住民の保育ニーズに積極的に対応できる保育園
- ☆子育て家庭が、安心して子どもを預けられる保育園
- ☆保育制度・基準を基本に、保育条件の整備及び保育環境の充実
- ☆保育内容(食と教育)を充実させ生活と遊びを基本に子どもを主体を重んじ、自立思いやり、責任感と他児との関係を育てる保育
- ☆保育園を取り巻く環境を生かし、太陽と自然に触れ、情熱と表現力豊かな人間を育てる保育
- ☆友達との関わり=人間関係、社会との関わりを大切にする保育
- ☆体を思いっきり動かし、健康で明るく生きる力を持った子どもを育てる保育
- ☆事故と怪我を防ぐ保育園の安全管理と、子ども達の命と安全を大切にする保育
- ☆子ども達の健康と生命をまもる保健、衛生管理を大切にする保健活動
- ☆日本人の食文化を大切にする食事で、子どもの健康、安全、アレルギー食にも配慮した給食を通じた食育

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	なし
延長保育料	標準時間 ・18:00~19:00 500円/日(月上限5,000円) 短時間 ・7:00~18:00の中で8時間以上の利用 250円/30分 ・18:00~19:00 500円/日
その他	なし



**アクセス**

- ・清瀬南口より徒歩10分
- ・西武バス(清62) 志木駅南口行き(清63) 旭が丘団地行き(清63-1) 新座営業所行き → 「郷土博物館入口」下車

社会福祉法人清登

**きよせ保育園**

所在地	上清戸2-5-40
TEL・FAX	042-491-1301 / 042-491-1341
開所時間	7:00~19:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	除去・代替食

**園の特徴・保育方針**

※保育方針※

- ☆丈夫な体
- ☆豊かな心
- ☆仲良く遊ぶ

※保育目標※

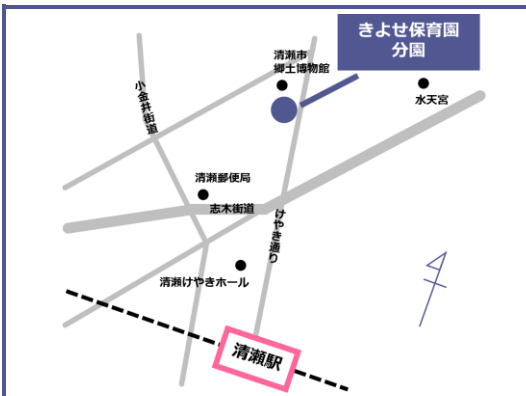
- ☆散歩・戸外遊びを通じ、健康で丈夫な体を作ります。
- ☆自然と触れ合いながら土のあたたかさ、大切さを知り、こころ豊かな子を育てます。
- ☆幼稚園や地域の人たちと交流し、仲良く遊ぶ子を育てます。

※思いやりのある子※

- ☆「お手伝いのできる子」
- ☆「人を励ますことができる子」
- ☆「ありがとう」と言える

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	6,000円
延長保育料	標準時間 ・18:01~19:00 (0~1歳児) 150円/15分 ・18:01~19:00 (2歳児以上) 100円/15分 短時間 ・7:00~18:00の中で8時間以上の利用 250円/15分 ・18:01~19:00 (0~1歳児) 150円/15分 ・18:01~19:00 (2歳児以上) 100円/15分
その他	カラー帽子・教材代



**アクセス**

- ・清瀬川口より徒歩10分
- ・西武バス(清62) 志木駅南口行き(清63) 旭が丘団地行き(清63-1) 新座営業所行き → 「郷土博物館入口」下車

社会福祉法人清澄 

**手ぶら登園 きよせ保育園分園**

所在地	上清戸 2-6-6
TEL・FAX	042-497-3047 / 042-497-3048
開所時間	7:00~19:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	除去・代替食

\*\*\*\*\*

**園の特徴・保育方針**

\*\*\*\*\*

**<<保育方針>>**

- ☆丈夫な体
- ☆豊かな心
- ☆仲良く遊ぶ

**<<保育目標>>**

- ☆散歩・戸外遊びを通じ、健康で丈夫な体を作ります。
- ☆自然と触れ合いながら土のあたたかさ、大切さを知り、こころ豊かな子を育てます。
- ☆幼稚園や地域の人たちと交流し、仲良く遊ぶ子を育てます。

**<<思いやりのある子>>**

- ☆「お手伝いのできる子」
- ☆「人を励ますことができる子」
- ☆「ありがとう」と言える

**各種料金**

入園時徴収金	なし
給食費	なし
延長保育料	標準時間 ・18:01~19:00 (0~1歳児) 150円/15分 ・18:01~19:00 (2歳児以上) 100円/15分 短時間 ・7:00~18:00の中で8時間以上の利用 250円/15分 ・18:01~19:00 (0~1歳児) 150円/15分 ・18:01~19:00 (2歳児以上) 100円/15分
その他	カラー帽子代



**アクセス**

- ・清瀬川口より徒歩20分
- ・西武バス(清64-2) 台田団地行き → 「中里」下車(清66) 所沢駅東口行き → 「中里」下車

社会福祉法人清朗会 

**手ぶら登園 せせらぎ保育園**

所在地	中里 1-1704
TEL・FAX	042-497-9777 / 042-497-9773
開所時間	7:00~19:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後 (※3、4、5歳 幼児昇格クラス保育)
駐車場	なし
アレルギー対応	医師の指示のもと栄養士・看護師と保健師面談を行い毎月の献立確認、除去食にて対応 除去食用食品によるアレルギー、個人別トレイ、名札使用、クラス毎のチェック表使用など

\*\*\*\*\*

**園の特徴・保育方針**

\*\*\*\*\*

**<<基本的保育方針>>**

- 【乳児保育】**
- ① 「いつもの人と、いつもの場所で、いつもと同じように」生活軸の安定 (保護者の担当制)
  - ② 「食べたい時に食べ、寝たいとき寝て、遊びたい時に遊ぶ」時間軸の安定 (個別の時間軸での保育)
  - ③ 「大人にとっての良し悪しではなく、子どものしたい、やりたい、なんだろうを叶える」意欲の芽生えの育み (受容・共感・応答を重視) を重視し、非認知能力の基礎を育む
- 【幼児保育】** 異年齢保育により
- ① 「子どもは子どもたちのルールを作りながら学ぶ」子ども社会の形成を重視した保育 (模倣による最近経験域の機会の増加)
  - ② 「出来た出来ただけでなく、何故それをしているのか、自分で考え行動する」結果ではなくプロセスを重視した保育 (主体的な意欲を重視した子ども中心の保育)
  - ③ 「大人にとっての良し悪しではなく、子どものしたい、やりたい、なんだろうを叶える」子どもの意欲を重視した保育 (大人の願いより子どもの思いを重視した保育) これらを育む上で重視しているのが 「3つの環境」 = ① 「保育園という場所」 物が環境 ② 「保育園で働く人」 人的環境 ③ 「園庭」 自然環境

**各種料金**

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円
延長保育料	標準時間 ・18:00~19:00 500円/日 (月上限5,000円) 短時間 ・7:00~18:00の中で8時間以上の利用 250円/30分 ・18:00~19:00 500円/日
その他	なし

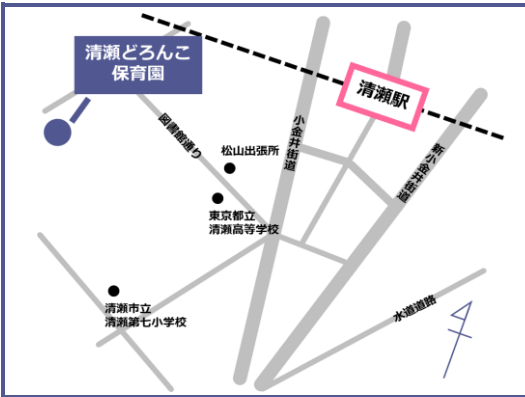
1章 入園するまで

2章 在園中の手続き

3章 保育料

4章 よくある質問 (参考資料)

1章 入園するまで  
2章 在園中の手続き  
3章 保育料  
4章 よくある質問  
(参考資料)



**アクセス**  
 ・清瀬南口より徒歩10分  
 ・西武バス(清02) 下里町地行き(清02-1) 下里町地行き(清03) 花小金井馬場行き(清03-1) 花小金井馬場行き → 「梅園」下車

社会福祉法人どろんこ会

**清瀬どろんこ保育園**

所在地: 松山3-1-24  
 TEL・FAX: 042-494-8166 / 042-494-8177  
 開所時間: 7:00~20:00  
 休園日: 日曜、祝祭日、年末年始  
 受入月齢: 生後56日経過後  
 駐車場: あり  
 アレルギー対応: 有。医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。(保護者との面談を実施します)



\*\*\*\*\*  
**園の特徴・保育方針**  
 \*\*\*\*\*

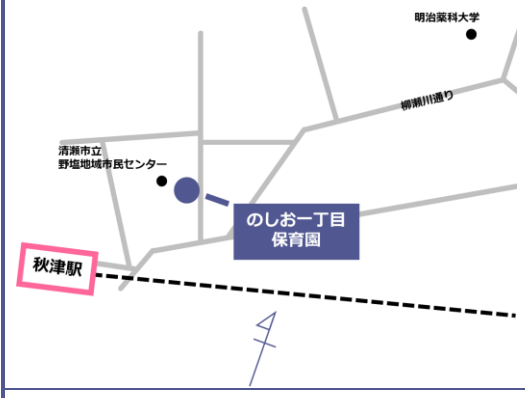
**<子育て理念>**  
 「にんげんか。育てます。」「にんげんか」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。  
 ※ 19:30以降も利用する場合お昼夕食代発生 500円1食 9,000円/月

**<子育て目標>**  
 ①センス・オブ・ワンダー  
 畑仕事などをし、自然の中での体験を通して子どもが「したい」と思う行動を保障できるように見守り支援していきます。  
 ②人対人コミュニケーション  
 「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わり、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。  
 「感じたこと・考えたこと」を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。

**<私たちが育てる6つの力>**  
 ①ケガをしにくい強い体を育てる ④活動を選択し、自分で考えて行動する  
 ②自分でできることを自分でする ⑤生死を知る、食の循環を知る  
 ③全ての人との関わりから判断・行動を身につける ⑥感じたこと・考えたことを表現する  
 認定保育やさくらさくらましましスラム体験、緑園給食や異年齢保育、どろんこ遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から「6つの力」を育み、「にんげんか」が身につくことを目指します。

**各種料金**

入園時徴収金	帽子1,100円、名札(2個) 300円、製作用クック200円
給食費	7,500円(3~5歳児)
延長保育料	標準時間 ・18:01~19:30 500円/30分 ・19:31~20:00 1,000円/30分 <small>※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり          (月額) 18:01~19:30 5,000円/30分          (月額) 19:31~20:00 10,000円/30分</small> 短時間 ・7:00~8:30 500円/30分 ・16:31~19:30 500円/30分 ・19:31~20:00 1,000円/30分
その他	3歳児以上の入浴者のみ銭湯代 200円/月 (年度初めに一括払い、欠席分は年度末に返金)



**アクセス**  
 ・秋葉原北口より徒歩5分  
 ・きよバス → 「野盤市民センター南」下車

社会福祉法人のゆり会

**のしお一丁目保育園**

所在地: 野盤1-322-1  
 TEL・FAX: 042-492-1411 / 042-492-1412  
 開所時間: 7:00~19:00  
 休園日: 日曜、祝祭日、年末年始  
 受入月齢: 生後56日経過後  
 駐車場: あり  
 アレルギー対応: 医師の指示により代替食、除去食



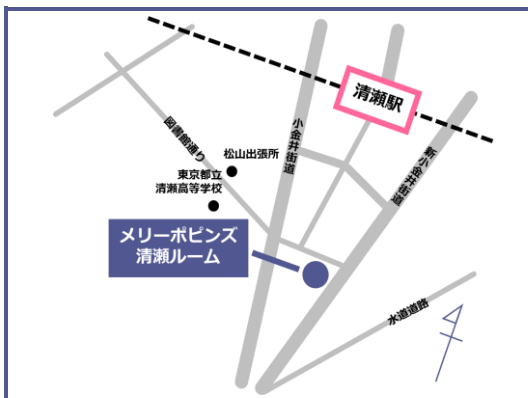
\*\*\*\*\*  
**園の特徴・保育方針**  
 \*\*\*\*\*

**「のしお一丁目保育園の保育」**  
 子どもたち一人ひとりが生きる力を身につけていけるよう、幼いうちから、「人」と「自然」に向き合うことを大切にしています。  
 大人に助けられながら遊ぶ中で、体験を通して「五感」や「感情」をはたらかせ、生きる喜びを感じることができるようところが、いながら日々の保育に取り組んでいます。

**「育てたい力」**  
 ☆気持ちも体も元気に過ごせる力  
 ☆人とつながり、人と一緒に楽しめる力  
 ☆見て、聞いて、真似て、覚えて、身につけていく力  
 ☆自分を知り、自分を出せる力  
 ☆自然と遊んで、自然から学ぶ力

**各種料金**

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円(ゆうちよ銀行口座より引落し)
延長保育料	標準時間 ・18:00~19:00 (0~1歳児) 50~300円/15分 ・18:00~19:00 (2歳児以上) 50~200円/15分 短時間 ・7:00~8:30 250円/30分 ・16:30~19:00 250円/30分+下記の金額 ・18:00~19:00 (0~1歳児) 50~300円/15分 ・18:00~19:00 (2歳児以上) 50~200円/15分
その他	なし




**アクセス**

- ・清瀬南口より徒歩10分
- ・西武バス(清11) 滝山団地行 → 「保育園入口」下車
- ・西武バス(武13) 武蔵小金井駅行 → 「保育園入口」下車

社会福祉法人 どんご会

## メリーポピンス清瀬ルーム



所在地	松山1-40-2
TEL・FAX	042-497-1692 / 042-497-1839
開所時間	7:00~20:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	有。 医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。 (保護者との面談を実施します)

\*\*\*\*\*

**園の特徴・保育方針**

\*\*\*\*\*

**<子育て理念>**

「にんげんか。育てます。」「にんげんか」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。

※ 19:30以降も利用する場合は別途夕食代(500円/1食、9,000円/月)

**<子育て目標>**

- ①センス・オブ・ワンダー  
畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが「したい」と思う行動を保障できるように見守り支援していきます。
- ②人対人コミュニケーション  
「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わし、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。  
“感じたこと・考えたこと”を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。

**<私たちが育てる6つの力>**

- ①ケガをしない、強い体育てる
  - ②自分でできることを自分でする
  - ③全ての人との関わりから判断・行動を身につける
  - ④活動を選択し、自分で考えて行動する
  - ⑤生死を知る、食の循環を知る
  - ⑥感じたこと・考えたことを表現する
- 規定保育やさくらんぼリズム体操、緑間給食や異年齢保育、どんご遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から「6つの力」を育み、「にんげんか」が身につくことを目指します。

各種料金

入園時徴収金	帽子1,100円、名札(2個) 300円、製作バッグ200円
給食費	保育料に含まれます。
延長保育料	標準時間 ・18:01~19:30 500円/30分 ・19:31~20:00 1,000円/30分 ※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり (月額) 18:01~19:30 5,000円/30分 (月額) 19:31~20:00 10,000円/30分 短時間 ・7:00~8:30 500円/30分 ・16:31~19:30 500円/30分 ・19:31~20:00 1,000円/30分
その他	なし



**アクセス**

- ・清瀬南口よりバス15分
- ・西武バス(清64-2) 台田団地行 → 「下戸」下車(清64)
- ・西武バス(清63) 旭が丘団地行 → 「下戸」下車

社会福祉法人 どんご会

## 中里どんご保育園



所在地	中里6-23-1
TEL・FAX	042-497-8718 / 042-497-8719
開所時間	7:00~20:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	有。 医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。 (保護者との面談を実施します)

\*\*\*\*\*

**園の特徴・保育方針**

\*\*\*\*\*

**<子育て理念>**

「にんげんか。育てます。」「にんげんか」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。

※ 19:30以降も利用する場合は別途夕食代(500円/1食、9,000円/月)

**<子育て目標>**

- ①センス・オブ・ワンダー  
畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが「したい」と思う行動を保障できるように見守り支援していきます。
- ②人対人コミュニケーション  
「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わし、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。  
“感じたこと・考えたこと”を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。

**<私たちが育てる6つの力>**

- ①ケガをしない、強い体育てる
  - ②自分でできることを自分でする
  - ③全ての人との関わりから判断・行動を身につける
  - ④活動を選択し、自分で考えて行動する
  - ⑤生死を知る、食の循環を知る
  - ⑥感じたこと・考えたことを表現する
- 規定保育やさくらんぼリズム体操、緑間給食や異年齢保育、どんご遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から「6つの力」を育み、「にんげんか」が身につくことを目指します。

各種料金

入園時徴収金	帽子1,100円、名札(2個) 300円、製作バッグ200円
給食費	7,500円(3~5歳児)
延長保育料	標準時間 ・18:01~19:30 500円/30分 ・19:31~20:00 1,000円/30分 ※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり (月額) 18:01~19:30 5,000円/30分 (月額) 19:31~20:00 10,000円/30分 短時間 ・7:00~8:30 500円/30分 ・16:31~19:30 500円/30分 ・19:31~20:00 1,000円/30分
その他	3歳児以上の入浴者のみ銭湯代 200円/月 (年度初めに一括払い、欠席分は年度末に返金)

1章 入園するまで

2章 在園中の手続き

3章 保育料

4章 よくある質問 (参考資料)

1章 入園するまで  
2章 在園中の手続き  
3章 保育料  
4章 よくある質問  
(参考資料)

**アクセス**

- ・清瀬南口より徒歩10分
- ・西武バス(清11) 滝山団地行 → 「保育園入口」下車
- ・武蔵バス(武13) 武蔵小金井駅行 → 「保育園入口」下車

社会福祉法人どろんこ会

## メリーポピンス松山ルーム

所在地	松山1-40-24
TEL・FAX	042-497-2181 / 042-497-2182
開所時間	7:00~20:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	医師の指示書に基づき、原則除去食対応をしています。(保護者との相談を実施します)

\*\*\*\*\*

### 園の特徴・保育方針

\*\*\*\*\*

**<子育て理念>**  
「にんげんか。育てます。」「にんげんか」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。

※ 19:30以降も利用する場合は別途夕食代生 500円1食、9,000円/月

**<子育て目標>**

①センス・オブ・ワンダー  
畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが「したい」と思う行動を保障できるように見守り支援していきます。

②人対人コミュニケーション  
「すれ違ったすべての人」と雑談を交わり、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。  
“感じたこと・考えたこと”を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。

**<私たちが育てる6つの力>**

①力がしなやかな強さを育てる ④活動を選択し、自分で考えて行動する  
②自分でできることを自分でする ⑤生死を知る、食の循環を知る  
③全ての人との関わりから判断・行動を身につける ⑥感じたこと・考えたことを表現する

※ 認定保育やさくらさくらリズム体験、緑園給食や異年齢保育、どろんこ遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から「6つの力」を育み、「にんげんか」が身につくことを目指します。

\*\*\*\*\*

### 各種料金

入園時徴収金	帽子1,100円、名札(2個) 300円、製作バッグ200円
給食費	保育料に含まれます。
延長保育料	標準時間 ・18:01~19:30 500円/30分 ・19:31~20:00 1,000円/30分 ※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり (月額) 18:01~19:30 5,000円/30分 (月額) 19:31~20:00 10,000円/30分
短時間	短時間 ・7:00~8:30 500円/30分 ・16:31~19:30 500円/30分 ・19:31~20:00 1,000円/30分
その他	なし

**アクセス**

- 清瀬南口より西武バス(清62) 志木駅南口行(清63) 旭が丘団地行(清63-1) 新聖堂駅南口行 → 「団地センター」下車
- 新聖南口より西武バス(清62) 清瀬南口行 → 「団地センター」下車

学校法人東京清光学園

## 認定こども園ひかり

所在地	旭が丘2-5-3
TEL・FAX	042-491-2218 / 042-494-0103
開所時間	7:30~18:30
休園日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	満3歳児から
駐車場	あり
アレルギー対応	除去食のみ対応(要事前相談)

\*\*\*\*\*

### 園の特徴・保育方針

\*\*\*\*\*

**<<教育(保育)目標>>**  
「ひかりのよう」に明るく、元気で、正しい子ども  
子どもは神さまと人に愛されてこそ光り輝くことができます。  
子どもの行動、言葉、表情から発信されているものを読み取り成長に繋がること、それが当園の教育です。  
幼児期の愛着(Attachment)を重視したキリスト教保育を展開しています。  
リサイクル用品の無償提供や子ども食堂の運営等子育て支援力を入れていきます。  
ナカセグループの園でもあり、満3歳児からセサミストリートイングリッシュを取り入れ、グローバルな視野を育んでいます。また年長児からプログラミング教育コードモンキーシアターを行っています。

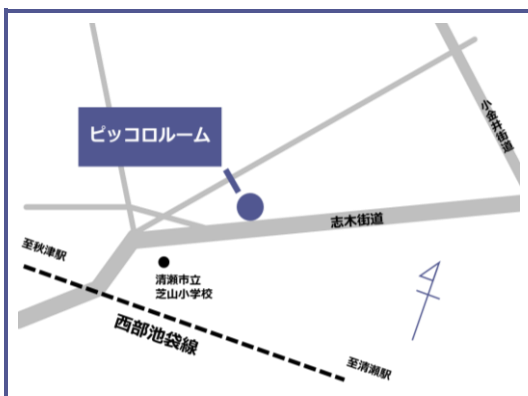
**認定こども園ひかりの一日**

07:30~ 朝の預かり保育 3歳~5歳児教室で一緒に過ごします。  
09:00~ 登園時間(園バス運行8:00~9:50)、朝の自由遊び  
10:00~ 朝の集まり、教育活動(各学年、クラス毎)、礼拝(月)、英語(火、水)、体操(金) 自然観察教室(年長:月1回) プール活動(6月~9月)、クラス活動 製作、絵本読み、音楽、文字ワーク、絵画等  
12:00~ お昼ご飯(外部給食業者委託)、自由遊び  
14:00~ 離園時間、(園バス運行14:00~15:30) 預かり保育(おやつ:15:00順次帰園) 紙芝居、絵本よみ、制作、絵画自由遊び 3歳~5歳児教室で一緒に過ごします。  
~18:30 \*預かり保育に関する園バス送迎有(8:00~/17:00~)

\*\*\*\*\*

### 各種料金

入園時徴収金	入園面談料 5,000円
給食費	1食につき360円
延長保育料	標準時間 設定なし
短時間	短時間 ・7:30~9:00 150円/30分 ・17:00~18:30 150円/30分
その他	教育充実費 月1,000円、施設維持費 月2,500円 ※制服、通園バス、遠足代、実費でかかります。




**アクセス**

- ・清瀬駅北口より徒歩12分
- ・きよバス「芝山小学校東」下車

特定非営利活動法人子育てネットワーク・ピッコロ

**ピッコロルーム**



所在地	元町2-18-10 1階
TEL・FAX	042-497-1234 / 042-444-4546
開所時間	7:30~19:30
休園日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	除去食 対応します。

\*\*\*\*\*

**園の特徴・保育方針**

\*\*\*\*\*

**<<保育方針>>**

- ☆一人一人の子どもを大切に保育
- ☆様々な人達と共に育ちあう保育
- ☆主体的な活動を保障する保育
- ☆たくさんの経験を通して、生きる力を育む保育
- ☆五感を使い、好奇心や探求心を育む保育

**<<ピッコロルームでの保育>>**

- ☆生後2ヶ月から満3歳までのお子様をお預かりします。
- ☆赤ちゃんの時から一人ひとりを大切にして、基本的な信頼感を育みます。
- ☆個人差を考えて、毎日の保育の中で無理なく基本的な生活習慣の自立を図ります。
- ☆連絡ノートや掲示板などを通じルームでの生活の様子を細やかにお知らせいたします。
- ☆園内における完全給食です。

**<<小規模保育所について>>**

小規模保育所は、平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援制度」の新たな取り組みで、家庭に近い雰囲気、きめ細やかな保育を行う、市が認可した保育所です。

**各種料金**

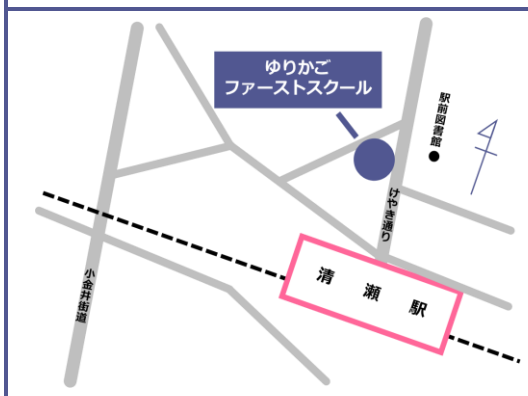
入園時徴収金	なし
給食費	なし
延長保育料	標準時間 ・18:30~19:30 500円/時間 短時間 ・7:30~8:30 500円/時間 ・16:30~18:30 500円/時間
その他	なし

1章 入園するまで

2章 在園中の手続き

3章 保育料

4章 よくある質問 (参考資料)




**アクセス**

- ・清瀬駅北口より徒歩1分

学校法人内野学園

**ゆりかごファーストスクール**



所在地	元町1-8-35 アマルフィー2F
TEL・FAX	042-496-0330 / 042-496-0108
開所時間	8:00~17:00
休園日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	1歳児から
駐車場	なし
アレルギー対応	給食は除去食のみの対応となります。 詳細は当園管理栄養士にお問い合わせください。

\*\*\*\*\*

**園の特徴・保育方針**

\*\*\*\*\*

**<<ご挨拶>>**

平成16年、清瀬ゆりかご幼稚園の1・2歳児幼児教室として清瀬駅前に開校した「ゆりかごファーストスクール」が、平成29年小規模保育所になりました。

1・2歳児から、段階的に余裕を持って「ゆりかご」の幼児教育を積み重ねることで、長い人生を支える大切な根をしっかりと張っていただくことを目標とし、ゆりかご幼稚園の教諭としてキャリアを積んだ保育士たちが、ゆりかご幼稚園と連携しながら幼児教育・保育をしております。

**<<保育目標>>**

- ・基本的な生活習慣態度をしっかりと身につける。
- ・ことにあたり意欲的に行動できるこどもを育成する。
- ・集団の中で自他を尊重し、大勢の人となかよく楽しく生活できる社会性を育てる。

**各種料金**

入園時徴収金	なし
給食費	なし
延長保育料	標準時間 設定なし 短時間 ・8:00~8:30 500円/日 ・16:30~17:00 500円/日
その他	なし

**アクセス**

- ・清瀬南口より徒歩13分
- ※駐車場はきよせ幼稚園の駐車場にお預めください

学校法人清瀬学園

## ちやいど保育園

所在地	上清戸 2-5-36
TEL・FAX	042-496-7788 / 042-496-7789
開所時間	8:00~17:00
休園日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	1歳児から
駐車場	あり
アレルギー対応	(卵・乳) 対応可

\*\*\*\*\*

**園の特徴・保育方針**

\*\*\*\*\*

＜＜ご紹介＞＞  
学校法人清瀬学園が平成29年8月より開設した小規模保育所です。連携する「きよせ幼稚園」の畑では野菜の成長過程を観察し、収穫を楽しみます♪一人ひとりに寄り添い、親密であたたかく丁寧な関わりを心がけております。誰もが安心出来る環境づくりをし、お子様の豊かな成長を見守ります。

＜＜保育目標・方針・環境＞＞  
◎豊かな心 …… ゆったりとした保育の中で、安心して楽しく過ごします。  
◎丈夫な体 …… 散歩、戸外遊びを通し、健康で丈夫な体をつくります。  
◎食育 …… 恵まれた環境の中で、食を楽しみます。

18名という少人数での保育の中で、毎日決まったプログラムを実施するのではなく、子ども達の興味に応じその日の活動を臨機応変に変更しながら「子ども達の興味に沿った保育」をしてまいります♪

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	なし
延長保育料	標準 設定なし
標準時間	
短時間	・8:00~8:30 250円/1回 ・16:30~17:00 250円/1回
その他	・希望者のみ日々の保育風景購入可能 ・連絡帳アプリ導入

**アクセス**

- ・清瀬南口より徒歩約20分
- ・西武バス(久11) 久米川駅南口行 → 「上宮」下車(所46) 所沢駅東口行 → 「上宮」下車

※休園日(日曜・祝日)は事前申込にて、子育ての家「あいいい」でお受けいたします。(別途有料)

NPO法人ウイズアイ

## あいいいちびっこルーム

所在地	清瀬市竹丘 3-2-61
TEL・FAX	042-497-2308 / 042-497-2308
開所時間	7:30~19:30
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	1歳児から
駐車場	あり
アレルギー対応	なし

\*\*\*\*\*

**園の特徴・保育方針**

\*\*\*\*\*

＜＜あいいいちびっこルームの保育＞＞  
保護者の方とお子様の様子を細やかに伝えあい、一人ひとりの育ちを応援します。保育士は子育て経験者で、保護者の気持ちに寄り添った関わりを大切にしています。食育活動の1つとして、年に数回バイキング給食を実施し、子どもの自主性を尊重した食事を楽しみます。一人ひとりの子どもの成長に合わせた手作りおもちゃが子どもたちに人気です。保護者連絡用アプリ「コドモン」を導入しています。

★ちびっこルームの保育の内容★  
◎健康的な身体づくりと自然との触れ合い、実体験から学ぶことを大切にします。  
◎うた・絵本・リズム遊び・制作など、表現する楽しさを知り、豊かな心を育て、人の言葉や話を聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。  
◎大人との愛着関係を基に、人との関わり合いの中で育つことを大切にします。  
◎生活に必要な年齢にあった身の回りの始末や生活リズムを身につける。家庭と連携し食への関心や態度を育てる。

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	なし
延長保育料	標準 ・18:30~19:30 200円/15分
標準時間	
短時間	・16:30~18:30 200円/15分
その他	・カラー帽子代 1,000円(税別) ・連絡ノート代 年間600円程度





表-1 保育の選考基準指数

類型	細目		基準指数			
就労	●外勤 ●居宅外自営 ●在宅勤務 (自営業を除く)	20日/月以上	8時間以上/日 の就労を常態	50		
			7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	48		
			5時間以上7時間未満/日 の就労を常態	45		
		16日/月以上	8時間以上/日 の就労を常態	40		
			7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	38		
			5時間以上7時間未満/日 の就労を常態	35		
		12日/月以上	8時間以上/日 の就労を常態	30		
			7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	28		
			4時間以上7時間未満/日 の就労を常態	25		
		その他	上記以外(利用期間3か月)	15		
		居宅内自営	中心者	20日/月以上	8時間以上/日 の就労を常態	45
					7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	43
	5時間以上7時間未満/日 の就労を常態				40	
	16日/月以上			8時間以上/日 の就労を常態	35	
				7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	33	
				5時間以上7時間未満/日 の就労を常態	30	
	12日/月以上		8時間以上/日 の就労を常態	25		
			7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	23		
			4時間以上7時間未満/日 の就労を常態	20		
	その他		上記以外(利用期間3か月)	15		
協力者	20日/月以上		8時間以上/日 の就労を常態	43		
			7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	41		
		5時間以上7時間未満/日 の就労を常態	38			
	16日/月以上	8時間以上/日 の就労を常態	33			
		7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	31			
		5時間以上7時間未満/日 の就労を常態	28			
12日/月以上	8時間以上/日 の就労を常態	23				
	7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	21				
	4時間以上7時間未満/日 の就労を常態	18				
その他	上記以外(利用期間3か月)	15				
内職または内職に準ずる家内労働	月平均日に6時間以上の就労を常態とし、かつ月収が6万以上	30				
	月平均日に4時間以上6時間未満の就労を常態とし、かつ月収が4万以上	20				
	上記以外(利用期間3か月)	15				
求職	入園月までに勤務開始する内定証明がある場合(※指数は該当する細目の指数)					
	内定先はあるが内定証明がない場合(利用期間3か月)		20			
	内定先がない場合(利用期間3か月)		15			
不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など		50			
出産	出産予定日を中心前後2か月計5か月間		45			
疾病	入院	慢性疾患でおおむね1か月以上は入院を要し、その後も療養を要する	50			
		常時病臥(入院に相当する治療や常時安静を要する自宅療養のため保育が困難な場合)	50			
	居宅内	精神性の疾病	30			
		一般療養で週に3回以上通院を要する、若しくは安静が必要	30			
	一般療養で上記以外		20			
心身障害	身体障害者手帳……1～2級/愛の手帳……1～2度		50			
	身体障害者手帳……3級/愛の手帳……3度		40			
	身体障害者手帳……4～6級/愛の手帳……4度		30			
	精神障害者保健福祉手帳……1～2級/要介護度……5～4		50			
	精神障害者保健福祉手帳……3級/要介護度……3～2		40			
	要介護度……1～要支援		30			
介護・看護	居宅内	同居の親族が重度の障害者、若しくは常時臥床の状態ですべての介助を要する	50			
		同居の親族の状態が、上記疾病、心身障害に該当する場合その指数、それ以外は30	30			
	居宅外	週に5日以上、同居以外の親族の介護・看護を要する、若しくは病院・施設への付き添い	35			
		週に3日以上、同居以外の親族の介護・看護を要する、若しくは病院・施設への付き添い	25			
	上記以外		20			
就学	技能習得	技能習得のため職業訓練校などに通学している(※同自営協力者の指数による)				
		通信教育などで、自宅で技能習得をしている	30			
就学	就学	学生であり、自宅外で就学している(※同自営協力者の指数による)				
		学生であり通信教育などで、自宅で就学している	30			
災害	火災などによる家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合(利用期間6か月程度)		50			
その他特例	全各号に挙げるもののほか、明らかに保育が必要であると市長が認める場合					

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

表-2 保育の調整指数

類型	細目	調整指数	
保護者	就労状態	申込時に就労実績が無い、または保育園入園希望月の初日以降に就労を開始する予定 ▲ 5 居宅外労働で世帯で見た場合の血族、姻族経営の職場に勤務 ▲ 5 就労の証明・申告内容に対して、勤務実績に整合性がない、または確認ができない場合(※) ▲ 5	
	身体状態	保護者が就労しているが、疾病、障害を有する(保育が困難であることを証明する書類添付) 10 ひとり親家庭で親族や第三者と同居していない 10 保護者が清瀬市外に単身赴任している 5	
世帯	不存在	全介護、重度障害の親族が同居している(看護・介護事由での申込以外) 5 同一世帯に養育している小学生未満の子どもがいる 1 健康で無職の65歳未満の親族や第三者と同居している ▲ 10	
	同居の親族	生活費に充てる収入が無く、両親共に求職状態 10 生活保護を受給しており、就労している保護者が世帯にいる 10 育休明けの再入園(育休特例を利用せず、退園した場合のみ) 10 正当な理由無く、審査時点において世帯で3か月分以上の保育料滞納がある ▲ 20 正当な理由無く、審査時点において世帯で6か月分以上の保育料滞納がある ▲ 40	
		その他	多胎児(双子、三つ子等)の同時申し込み 7 兄弟姉妹が清瀬市内の認可保育施設に在園 5 兄弟姉妹で同園を申請(新規) 2
			兄弟姉妹
		児童	託児
	転園		申請児童が認可外施設の届出のある園(有償・月極)に在園している(証明を添付) 3 入園月から6か月以内の転園申込 ▲ 2 保育園に入園内定したが、辞退した場合(辞退した入園日より6か月間) ▲ 5 希望園が1園のみの場合(転園は除く) ▲ 1 2歳児卒園 2歳児クラスまでの保育園等の卒園に伴う移行(令和6年3月卒園児) 下記(6)の通り
内定辞退	申請児童が認可外施設の届出のある園(有償・月極)に在園している(証明を添付) 3 入園月から6か月以内の転園申込 ▲ 2 保育園に入園内定したが、辞退した場合(辞退した入園日より6か月間) ▲ 5 希望園が1園のみの場合(転園は除く) ▲ 1 2歳児卒園 2歳児クラスまでの保育園等の卒園に伴う移行(令和6年3月卒園児) 下記(6)の通り		
希望園	申請児童が認可外施設の届出のある園(有償・月極)に在園している(証明を添付) 3 入園月から6か月以内の転園申込 ▲ 2 保育園に入園内定したが、辞退した場合(辞退した入園日より6か月間) ▲ 5 希望園が1園のみの場合(転園は除く) ▲ 1 2歳児卒園 2歳児クラスまでの保育園等の卒園に伴う移行(令和6年3月卒園児) 下記(6)の通り		
2歳児卒園	申請児童が認可外施設の届出のある園(有償・月極)に在園している(証明を添付) 3 入園月から6か月以内の転園申込 ▲ 2 保育園に入園内定したが、辞退した場合(辞退した入園日より6か月間) ▲ 5 希望園が1園のみの場合(転園は除く) ▲ 1 2歳児卒園 2歳児クラスまでの保育園等の卒園に伴う移行(令和6年3月卒園児) 下記(6)の通り		

※ 就労証明書に記載の勤務日数・時間と就労実績が合わない場合には、理由があれば備考欄にその旨を記載してください。  
また、就労証明書以外に本市が依頼する就労状況を確認できる書類の確認ができない場合も該当します。

### 入園選考基準について

- 入園選考は、保育の選考基準指数に保育の調整指数を合算して算出した保育の実施指数の高い方から入園を決定します。
- 保育の選考基準指数は、表-1より両親それぞれの指数を決定し、その合算を用います。
- 保育の調整指数は、表-2に該当する世帯にのみ加減点を行います。
- 保育の調整指数のうち、「保護者」(就労状態と身体状態)は各々に加減点を行います。
- 「保護者」以外の指数は世帯に対して加減点を行います。  
「保護者」以外の指数に加減点が複数該当する場合はその中で最も高い指数のみ加減点します。  
減点が複数該当する場合はすべて減点の対象とします。
- 2歳児クラスまでの保育園に在籍し、令和6年3月の卒園に伴い転園が必要な児童は、令和6年4月の選考の際に、該当者のみの選考を通常の選考の前に行います。

3点> 2点(兄弟姉妹で同園を申請(新規))  
※調整指数は、該当のうち最も高い点数のみ加減点します

### 指数の計算方法(例)

申請時に申込児童が認可外保育園に在園していて、兄弟姉妹2名同時に入園を希望

父	居宅外労働、20日以上/月、8時間以上/日の就労を常態	50点	} 86点
母	居宅内労働(自営業)で、月16日以上/月、7時間以上/日の就労を常態	33点	
調整指数	申請児童が認可外施設の届出のある園(有償・月極)に在園している	3点	

### 指数が同位の場合の優先順位

表-1の基準指数と表-2の調整指数の合計が同一指数だった場合、下表の順序で優先して選考を行います。

- 下表の類型とは、表-1保育の選考基準指数における類型のことを示しています。
- 両親のどちらかが居宅外労働(保育士)・不存在・出産に該当する場合は、上位の類型を適用します。
- 不存在・出産・居宅外労働(保育士)に該当がなければ両親の下位の類型を適用します。

優先順位	類型	説明
1	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁等
2	出産	出産予定日を中心に前後2ヶ月(計5ヶ月間)
3	居宅外労働(保育士)	保育士資格を持ち、清瀬市内の保育施設に勤務
4	居宅外労働(自営業以外)	自営業以外の居宅外労働
5	居宅内労働(在宅勤務)	自営業以外の居宅内労働
6	居宅外労働(居宅外自営)	自営業またはその協力者
7	居宅内労働(自営業)	自営業またはその協力者
8	疾病	保護者が病氣、または心身に障害がある
9	介護・看護	保護者が同居、または別居の親族の介護または看護をしている
10	災害	火災などによる家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合
11	就学	学生であり、日中就学している
12	求職	就労先がなく、求職活動を行っている
13	特例	全各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要であると市長が認める場合

※上記の優先順位も同じ場合は、市税・保育料等滞納状況、課税情報、家庭状況、勤務情報等を含め、総合的に判断します。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

清瀬市では令和6年度以降、清瀬市内の保育園等について、**下記のとおり予定しております。**  
 ※閉園時に第7保育園在園児の優先転園は行いません。

- 内 容 | 閉園
- 施 設 名 | 清瀬市立第7保育園
- 予 定 時 期 | 令和7年3月31日

※令和5年9月現在、工事の進捗状況により閉園時期が延期する可能性もあります。

郵送で申込みされる場合は、「07 入園申込みに必要な書類 (P.8~P.9)」の提出書類とは別に、**さらに以下2つが必要**となります。

### ① 郵送用必要書類確認票 兼 郵送同意書

- この「令和6年度 保育園等入園のしおり」に添付されているものです。
- 清瀬市ウェブサイトからダウンロードも可能です。

### ② 84円切手と返信先(申請者住所)の記入されている返信用封筒

- 受付完了の通知として、受付確認票をお送りする際に使用します。
- 不足書類があった場合にも、こちらを使用して通知します。
- 返信用封筒が入っていない、または同封されていても切手ががない、返信先の記載ががない等の不備がある場合、**受付確認票をお送りできないため選考の対象とならない場合があります**ので、ご注意ください。

また、下記の注意事項をよく確認ください。

### 注 意 事 項

- **消印有効**になります(令和6年4月申込み限り)。  
消印が受付期間後の場合は、2次選考または翌月から選考対象となります。
- **郵便事故について、清瀬市は責任を負いかねます。**  
**レターパックや特定記録郵便等、送達確認ができる方法を推奨いたします。**
- 到着後、内容の確認が終わり次第受付確認票をお送りするため、1~2週間程度お時間を頂く場合があります。  
また、お電話や窓口で到着の確認をされた場合はお答えできませんのでご了承ください。
- 提出された書類を確認し、別途書類の提出のお願いや状況の確認をさせていただく場合があります。

## 入園申込み 簡単チェックシート

1	入園申込書（保育園等入園申込書兼子どものための・教育保育給付認定申請書）の必要項目にすべて記載しましたか？	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ
2	保育の必要性を確認できる書類は用意できましたか？	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ
	①被用者 就労証明書	<input type="checkbox"/>	父	<input type="checkbox"/>	母
	②自営業 就労証明書、確定申告書、開業届、他	<input type="checkbox"/>	父	<input type="checkbox"/>	母
	③疾病・障害 医師の診断書、障害者手帳等の写し	<input type="checkbox"/>	父	<input type="checkbox"/>	母
	④出産 母子手帳の写し（表紙および分娩予定日のわかるページ）	<input type="checkbox"/>	父	<input type="checkbox"/>	母
	⑤その他 入園のしおり9ページに記載された書類	<input type="checkbox"/>	父	<input type="checkbox"/>	母
3	令和5年1月1日時点で清瀬市に住民登録がありますか？	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ
	→ いいえの方 入園のしおり8ページに記載された書類	<input type="checkbox"/>	父	<input type="checkbox"/>	母
4	お子様は定期的な受診を必要とする疾病や発達の診断のため病院や療育機関に通っていますか	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ
	→ はいの方 主治医の意見書（市指定様式等）はありますか	<input type="checkbox"/>	はい		

※記載漏れや書類の不足により、指数の減算となる場合があります。

また、書類不備により利用調整の対象にならない場合がありますので十分にご注意ください。

※控えが必要な方は提出前にコピーをお取りください。

ご提出頂いた書類以外にも、別途書類の提出をお願いする場合があります。予めご了承ください。

## 各種申請書・電子申請のご案内



清瀬市トップページ

- ⇒ 「申請書ダウンロード」
- ⇒ 「子育て・教育関係の申請書」
- ⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

清瀬市ウェブサイトより書類の様式をダウンロードする場合は上記ページをご覧ください。